

平成22年12月 8日

平成22年12月 8日

標 茶 町 議 会

議案第64号・第65号・第66号・第67号
・第68号・第69号審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第64号・第65号・第66号・第67号
第68号・第69号審査特別委員会記録

第1号（12月8日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第64号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第65号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	14
議案第66号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	14
議案第67号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	14
議案第68号 平成22年度標茶町病院事業会計補正予算	15
議案第69号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算	15
総括質疑	
深見 迪 君	15
平川 昌 昭 君	19
黒沼 俊 幸 君	24
舘田 賢 治 君	28
小野寺 典 男 君	41
閉会の宣告	57

議案第64号・第65号・第66号・第67号
第68号・第69号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成22年12月8日（水曜日） 午前10時00分 開会

付議事件

- 議案第64号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第65号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第66号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第67号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第68号 平成22年度標茶町病院事業会計補正予算
- 議案第69号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席委員（14名）

委員長	越善徹君	副委員長	田中敏文君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	伊藤淳一君	〃	菊地誠道君
〃	後藤勲君	〃	林博君
〃	小野寺典男君	〃	舘田賢治君
〃	深見迪君	〃	川村多美男君
〃	小林浩君	〃	平川昌昭君

○欠席委員（1名）

委員 末柄 薫君

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君

平成22年標茶町議会第4回定例会予算審査特別委員会

建設課長	井上	栄	君
水道課長	妹尾	茂樹	君
育成牧場長	表	武之	君
病院事務長	蛭田	和雄	君
やすらぎ園長	山澤	正宏	君
教育長	吉原	平	君
教委管理課長	島田	哲男	君
指導室長	川嶋	和久	君
社会教育課長	中居	茂	君
農委事務局長	牛崎	康人	君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤	吉彦	君
議事係長	服部	重典	君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席1名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長には、越善委員を推薦いたしたいと思っておりますので、お取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から、委員長に越善委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には越善委員が当選しました。

休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

(委員長 越善 徹君委員長席に着く)

○委員長(越善 徹君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(越善 徹君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましては、私から指名推選することでお取り計らい願います。

○委員長(越善 徹君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 副委員長には、田中敏文委員を推薦いたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(越善 徹君) ただいま平川委員から、副委員長に田中敏文委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には田中敏文委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○委員長(越善 徹君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第64号ないし議案第69号

○委員長(越善 徹君) 委員会に付託を受けました議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号を一括議題といたします。

議題6案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題6案の歳入歳出予算の補正は、歳入と歳出に分け、議案第64号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第64号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) 16ページなのですが、児童福祉の総務費の中の子育ての応援チケットなのですが、ここで見ているのは何人分なのでしょうか。

それと、この内容はどのようなものが主な内容になっているのでしょうか。

○委員長(越善 徹君) 住民課長、妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 子育て応援チケットにつきましては、当初60名で予算計上しておりましたが、実績からいたしますと、あと半年で当初より11名ほどふえる見込みでございますので、その分を今回補正をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

中身につきましては、基本的には子育ての応援ということで、これは子供のミルク等の購入費ということで考えておまして、いわゆるミルク等も含めて子育てに係る費用ということで、おむつ等も含めて対象にしております。

○委員長(越善 徹君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) 18ページのいわゆる肺炎球菌のワクチンの関係と、この子宮頸がんの関係が予算化されました。これの人数的な部分と、何人分の手当てをされたかというのと、前回は回数を聞いておりますが、改めてここに正式に予算計上されたわけですから、治療回数等は何回ぐらいになるのでしょうか。詳しいことについては、また総括でお聞きをしておきたいなと思っておりますけれども、その回数と手当て何人分かをお聞きしたいなと思っております。

○委員長(越善 徹君) 住民課長、妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 肺炎球菌のまず接種回数でございますが、初めて接種をする時期によって回数が変わってきます。生後2カ月から6カ月の間に最初の接種を受けますと、合計で4回の接種回数になります。それから、7カ月から1歳未満ですと3回の接種回数になります。それから、1歳では2回の接種回数、それから対象となります2歳からあと9歳までにつきましては、1回の接種回数ということになってございます。

それから、子宮頸がんにつきましては、これ一律で3回の接種回数ということになっております。

それと、人数でございますが、それぞれ接種回数によりまして対象人数が変わってきますが、

肺炎球菌の場合ですと、生後2カ月から合計で対象人数は625人になりますが、接種率を6割として見込んで、375人分を計上させていただいております。それぞれ月数によって接種回数が変わりますので、それぞれの金額で算定しております。

それから、子宮頸がんワクチンにつきましては、中学校1年生から高校1年生を対象にしております。対象人数が157人で、接種見込みにつきましては6割の95人ということで、今回の金額を計上させていただいているというところでございます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、病院の負担の金額が出ております。いわゆる病院事業のほうに負担金が4,500万円、補助金として6,200万円が出ておりますが、このいわゆる6,200万円と4,200万円の負担と補助金の中身についてお聞きをしておきたいと思っております。

○委員長（越善 徹君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 一般会計からの病院会計の負担金、補助金につきましては、要求は病院、私どものほうで担当してございますので、私のほうからちょっとご答弁をさせていただきたいと思っております。

負担金、補助金、一般会計から病院会計への繰り出しにつきましては国の基準がございまして、それにのっとった形で算定をさせていただいているというところでございます。負担金と補助金、それぞれちょっと説明をさせていただきたいと思っておりますが、先般当初予算で計上しておりました補助金の中から、釧路総合振興局のちょっとご指導をいただきまして、補助金の一部を負担金へ繰り出し、繰り入れ基準内に入る項目だということで、ちょっとみ替えをさせていただいた部分もございまして、それも含めてちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

まず、当初予算の額から申し上げますと、負担金、これは繰入基準内による負担金の支出でございまして、まず企業債の利子の償還分として3,476万8,000円。これ当初予算でまず申し上げます。それと医師、看護師の研究研修費194万円、それと救急医療確保に要する経費ということで1億523万円、それと不採算地区病院の運営に要する経費ということで6,014万3,000円、それと市町村共済組合追加負担金分としまして1,479万5,000円、それと産科医療にかかります周産期医療に要する経費5,380万4,000円、それと小児科医療に要する経費1,008万5,000円、それとこれが補助金から負担金に組み替えたものでございまして、医師確保対策に要する経費ということで、2,974万2,000円、それとリハビリテーションに要する経費ということで、867万6,000円。この負担金の項目の中で今回補正をさせていただいた分が、まず救急医療確保に要する経費で341万8,000円の追加、それと不採算地区病院の運営に要する経費で959万9,000円の追加、それと市町村共済組合追加負担金で254万6,000円の追加、それと周産期医療に要する経費が45万4,000円の減額でございまして、それと、医師確保対策に要する経費で2,974万2,000円の追加、リハビリテーションに要する経費で21万円の追加でございまして。

続いて、補助金でございまして、これにつきましては町単独費で病院会計に補助すべき項目でございまして、まず当初予算で申しますと、町立病院に勤務する医師勤務環境改善に要する経費で2,993万7,000円。それと不採算補てんで入院患者の減収補てん分としまして、1億7,739万円。補正でございまして、先ほど申しました負担金に組み替えをさせていただいた分、当初予算で計上してございました3,038万6,000円が、この分僻地医療対策の人材確保分の補助金でございまして、これが3,038万6,000円全額を減額ということでありまして。それと、町立病院に

勤務する医師勤務環境改善に要する経費、2,645万7,000円の追加。それと不採算補てんの入院患者の減収補てん分としまして、6,613万8,000円の追加ということで補正をさせていただいております。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、当初からの予算から追って聞いたけれども、恐らく私をひっくるめて随分大きな数字が動いているなというふうに思って、何が何だかさっぱりわからないで、メモもし切れないで終わりましたけれども、単純に今回の補正予算の議運のほうでとっていただいたこの資料が私のところに来ていて、大変よい資料をとってくれたなと思って見ておりますけれども、いわゆる今回簡単に言えば、1億700万円からの入れたやつの内訳が今補正絡みで言われたのですけれども、改めて貸借対照表もひっくるめて総括の段階でお聞きをしたいなと思いますので、今答弁されたことも参考にしながら、総括の段階で、ちょっと貸借対照表を見ながら質問をさせていただきたいと思いますので、款項の既定のやつは、これはこれで理解をいたします。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質問ございせんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 私も同じようなことで疑問を持っていたわけですが、ダブらないように疑問をしたいと思います。

一つは、先ほど、肺炎球菌と子宮頸がんの詳しい内訳について、報告、説明いただいたわけですが、この国5割、自治体5割というのはもう確定しておりてきているのか、それとも当面そういうことを見通して、町として手当てしたのか、その辺のことを、管内的に見てもちょっと少ない、まだこれに手をつけていないところが結構あるのではないかなというような気がするので、その辺のもし状況もわかれば教えていただきたいことが一つと、それから両方の個人負担については、これ全くないのかどうなのかということについて伺いたいというふうに思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回、11月26日に国の補正予算が成立して、その中に子宮頸がん等の予防接種に係る予算が計上されております。これにつきましては、22年度と23年度の分ということで、国が都道府県に原資を交付して、都道府県が基金を設置して、2カ年で市町村が実施したものについて補助をするということで、今動いております。

本町におきましては、9月の定例会でヒブワクチンについての補正予算、町単独ということで補正をさせていただきました。今回は国のそういう流れも受けまして、ワクチンの確保、それから町立病院での接種体制が整ったということも含めて、補正の措置をさせていただきました。国は今のところ、11月26日以降のものについては、市町村で実施しているものについては、交付の対象にする予定であるということだけでございまして、あす12月9日に全国都道府県の担当課長会議が招集されております。それを受けまして、来週の13日に全道の市町村の担当者の会議が予定されております。その中で詳しいことがわかるのかなというふうに思っています。そういう意味では、市町村独自で規則なり要綱をつくって、接種をする医療機関と契約して、実施するものについて対象になってくるということでありまして、本町におきましては、先ほど言いましたようにワクチンの確保、それから接種体制ということが整うという見込みが

立ちましたので、今回12月の補正で計上させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、管内の状況でございますけれども、国・道のそういう会議の結果を受けて、実施に向けて検討しているというのが現状でございます。ただ、私どもが入手している情報では、弟子屈町が子宮頸がんのワクチンについては12月の補正予算で提案すると。それ以外のヒブワクチンと肺炎球菌については、それ以降ということをお伺っております。弟子屈以外につきましては、鶴居が従来からヒブワクチンについては単独でこれ助成しております。ただ、鶴居村の子宮頸がんと肺炎球菌については、23年当初からを予定しているというふうな話は聞いております。それ以外の町村については、国・道のそういう担当課長会議等々の会議結果を見て、22年度中から実施するか、23年度当初から実施するかという検討だということで聞いております。

それと、個人負担ですが、先ほど申し上げました回数、接種する時期によって回数が違います。それで、ヒブワクチンと同じように、回数それぞれ違うもんですから1回1,000円の個人負担をしていただくということで考えております。費用につきましては、1回目とそれぞれ2回目、3回目、2回目以降については金額が異なりますけれども、一応基本的には、1回1,000円の個人負担でということで助成をしたいということで考えております。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ちょっと補足させていただきたいと思いますが、財源の補助の関係と財源の関係でありますけれども、今住民課長から説明いたしましたように、体制整備を含めて、状況等が把握できた時点で早急に実施を盛り込むべきだということで、そういうことで計上させていただきました。

したがって、財源については確定ではありませんので、一般財源で全額計上させていただいておりますので、これが先ほどの住民課長の説明のとおり、国・道のいわゆる体制が決まった時点で、財源についてはその内容によって補正をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 住民のサービス向上という点では、非常にすぐれた補正だなというふうに思っていたんですが、もう一つ聞きたいことは病院事業会計なのでございますけれども、先ほど説明もありましたし、それから提出資料も詳しく出させていただきました。この1億727万円、ここに来ての補正ですから、決して小さくない数字だと思うのです。この財源をどういうふうに捻出したのかということについて、ひとつお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 財源ですけれども、これは予算説明の当初の段階で概略的に説明が行われておまして、一応は財源、お金には色がついていませんから、何とも言えませんけれども、大枠で言うと地方交付税、いわゆる留保しておいた地方交付税で充当した形になってございます。

ただ、中身的に言うと、実はこれは21年度の決算の段階で質疑等々のやりとりがありませんでしたから、具体化しておりませんが、21年度の病院の決算で3,200万円ほどの黒字が出るということを想定した上で、半分については病院会計に残して、1,600万円を累積債務の解消に当てると。そして1,600万円については3月31日付で返してもらうということで、1,600万円

については返していただいています。

それから、地方交付税の21年度交付分で、病院の改革プランに伴う交付金の増額が8,685万5,000円ほどございます。これを合わせて21年度の一般会計の段階で、備荒資金に積み立てをしてございます。合わせて8,685万5,000円ほど積み立てをしてございます。

それから、22年度分の交付税の増額分が21年度分より若干ふえまして、7,990万5,000円ほど、今のところ増額分が予定されております。合わせて1億6,676万円ほど、21年度と22年度で交付税の増額が予定されておまして、先ほど申しました21年度分の備荒資金の積み立て分も含めて、これらの財源として使うということで考えておまして、実質本来は備荒資金から、実はこの部分を落として充当するとかいう本当は作業をすればいいのですけれども、備荒資金組合のほうとの関係で言いますと、積むのおろすのということと同じ時期にやらなければならないということで、それで一応は予算計上上の地方交付税も充当した形で整理をさせていただいて、いわゆる備荒資金の残高の内訳の中で、ただいま申し上げた数字については、22年度のこういう形で使ったこととなりますよという形での処理をしておきたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 牧野管理費の車両購入費の525万円についてお伺いします。

家畜運搬車だというふうに説明を受けましたけれども、どういう形態の車なのか、どういう仕事にそのことが必要なのかお伺いします。

○委員長（越善 徹君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） まず、家畜車の利用実態について説明をさせていただきます。

まず、この家畜車両につきましては、夏冬問わず利用させていただいております。まず、当然牛の成長によりまして、哺育・育成・授精対象群、妊娠群というふうにそれぞれ分けながら夏場ですと牧区分けをしますし、冬期間におきましては牛舎の仕分けをしております。その間、当然牛の移動というのは伴ってきます。そういったことで、年じゅう移動をする家畜車として利用することを想定しております。夏ですと、大体全体の2割程度の500頭ぐらいは多分移動しているだろうという認識をしております。冬期間についても、その頭数ぐらいは動いているということも考えています。そのほかに、年間を利用する農家の方々の預託を確保するというところで、入れかえサービスを冬の間だけやっております。それについても利用させていただいております。

今使っている家畜車でございますが、この家畜車は昭和61年に、当時4トンダンプということで、4WDを改造して使ってきたものであります。現在で25年経過をしておりますが、4トンダンプということで非常に使用度が高くなっております。そういったことで、家畜の乗りおりについて非常に危険な状態が続いているということもありまして、あとこれはワイドではないということで、当時と違いまして牛が非常に大きくなってきているということで、牛が横に一列になれない、斜めになってしまうという状況が続いておりました。そういったことで、ま

た今年度は非常に冬期舎飼いの頭数が多いということで、牛の安全、そして職員の安全、いろいろと考えまして、今回計上させていただいたということでございます。

○委員長（越善 徹君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今、説明の中で、農家の方のところにも、言ってみれば農家の組合員の方が自分で持ってきたり、農協の車を使って運んだりしているのが普通だと思いますけれども、そのことでは問題点はないですかと。私がお尋ねするのは、自家用ですから、場内でどんどん使う分には問題はないわけですが、一たん道路へ出て、農家のこれはサービスだと言えど何か通るかと思えますけれども、その辺の問題はないかどうか確認しておきたいと思えます。

○委員長（越善 徹君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 委員ご指摘のとおり、これは業務としてやっているわけではありません。あくまでも年間預託頭数で利用されている方々に対して入牧をするという前提の中で、それで入牧をする前提の中で、牧場内に妊娠された牛がいっぱい残りますと、牧場でも非常に困るということで、お互いのために便宜を図っているということでもありますので、農家さんの都合で退牧、入牧ということで、一切そういうことはやっておりません。これはそういう意味では業務ではなくて、お互いのためにやっているということで、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 同じ牧野管理費の中で、修繕料ということで450万円ほど上がっています。この450万円の主なものと、それと運搬委託料が100万円ほど上がっていますけれども、この内訳についてお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 修繕費につきましては、当然当初の予算の中で修繕を行ってきております。しかし、車両が非常に多いということと、農業機械の老朽化に伴いまして、車検だとか整備点検等におきまして、修繕を伴う部分が非常に出てきているというのが現状であります。それはどれこれということではなくて、トラクターにつきましても昭和61年以来の車が3台、4台とありますし、非常に古くなってきている。それを使いやすい状態に保つためには、当然整備点検のときに必要な修繕をしていくということの積み重ねで、こういうふうになっているというふうにご理解を願えればと思います。

もう一つ、運搬につきましてですが、これはことしの、特に場内、いわゆる夏期の一斉入牧、冬期間の一斉退牧等で、過去にないぐらい牛の頭数がふえております。昨年も2,000頭ほどの牛が冬期舎飼いとして計画しております。それらの牛につきましても、当然牧区内に移動しなければいけません。それは当然自分のところにある家畜舎も利用するわけなのですが、やはり営業の車両を使いながら移動するということでもあります。それが夏と冬の2回大きくあります。その間牛が頭数がふえたということで、そういったものに多くを使ってしまったということです。

それと、当然堆肥につきましても、冬期舎飼いの頭数が非常に多かったもんですから、そういったもので想定していた以上に委託の部分がかかってしまったということで、今回補正をさ

せていただきました。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 土木総務費の21ページに道路台帳図の作成ということで出ております。本町における道路台帳図というのは、相当な農道含めて主要道路とか、いろいろ道路網につきましては膨大な道路路線がありますが、道路台帳図そのものは、工事ごととか改良されたごとに修正してデータ化すると思うのですが、年次計画的にそれはどの程度道路台帳として進んでおられますか。同時に、これは一般縦覧、閲覧する場合におけるそういうシステムというのをどんどん進まれているのかなと、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

道路台帳図につきましては、毎年補正させて、この時期に補正させていただいております経費につきましては、今持っております、いわゆる基本的にはアナログデータになるのですが、国道、道道ではなくて町道の台帳図を図面化されたもの、それからそれが台帳として国のほうに報告する資料として、決められた様式の中で数値が入ったもの、これについては電算管理されている状況にあります。これらが改良、舗装等の工事に変更された部分について、図面については図面の修正、それから数字については数字の訂正等を行っている経費ということでございます。

電算化につきましては、これからも継続してやっていかなければ、充実させていかなければならないということで、担当課のほうとも協議を進めていっております。まだまだ全体が電算化と、図面も含めてコンピューター上でという状態には現在のところなっておりませんが、ただ今GIS、町内で見られる航空写真等の図面の中では、町道の部分を図面上で電算上で見られるというところに進んでいる状況であります。

閲覧につきましては、当課のほうに来られれば閲覧は可能でございます。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） もう一度お聞きますが、この道路法上の整備をされて、法的には毎年度、上部団体のほうにその台帳図を整備して出すという仕組みになっているのですか。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 国のほうに報告する義務といいますのは毎年調査で来るのですが、数字上のデータを毎年送り込むというような形になっております。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 15節の工事請負費200万円、これご説明の中では緊急に対応せざるを得ない路線というご説明でしたけれども、その内容については何路線で何カ所ぐらいあったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 例年、道路維持費につきましては、春先の新年度予算までの間、雪解けの対策も含めまして、冬この時期までに使い切らないように努力しているところでございまして、今般緊急的に現予算の中で2路線どうしても舗装補修になるのですが、2路線が非常に危険な状態で、これはこのまま冬を越すわけにいかないというふうに判断いたしまして、舗装補修に当てました。これらの部分で春先の補修工事の請負費が滞ってしまうということは避けたいということで、今回補正させていただきました。

○委員長（越善 徹君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 教育振興費の中に、修繕料で説明のときにスクールバスの修繕ということで伺っているのですけれども、このスクールバスの修繕の内容についてお伺いしたいのと、あと機器購入費の中で、小学校、中学校とライセンスということで補正が上がっているのですけれども、その内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

修繕料のスクールバスの件ですけれども、当初予定していたよりも、16路線のスクールバスの修繕費がかなりかさんだということが一つ。それから、大きくはタイヤなのですが、予定していたよりもタイヤの更新が必要になった路線の車両があったということで、内訳としては大体タイヤが90万円ほど、それから残りが修繕費の増加分ということでご理解いただきたいと思います。

それから、備品購入費の件でございしますが、このことにつきましては当初児童生徒用のパソコンを入れたところではございますが、この中でソフトウェアのアカデミックライセンスという、当初ライセンス料がかからないというマイクロソフト社のお話だったというふうに担当のほうから聞いておりますけれども、急遽方針が変わったようでして、ライセンス料がかかるということで、1台ずつのライセンス料が追加されたことよっての備品購入に際しての追加が必要になったということではございます。

ただ、小学校費と中学校費同時に備品の購入を入札しておりますので、執行残の部分で間に合った部分と、それから足りなかった部分を補正ということで相殺しているところでございます。

○委員長（越善 徹君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 今ご説明の中で、執行残の部分と合わせた金額で、ライセンスにかかった金額がわかるなら、教えていただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 追加としてアカデミックライセンス料で、小学校で52万5,797円、中学校費で37万7,203円ということになってございます。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、13款諸支出費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 歳入の部分で、財産売払収入の中で、町有林の売払収入で6万3,000円ほど上がっておりますけれども、この6万3,000円の、立木ですからどのぐらいの量が出たのあれだったのかなと、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） この立木の売り払いについては、本数で134本ということになります。

○委員長（越善 徹君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 本数130、これ何か支障になったものが売却で持ってきて上がったのか、製品として売られたのか、その内容的なものをお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 委員お尋ねの支障木です。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員（館田賢治君） 農林課長に、ちょっとこの基盤強化資金の関係、これ何戸でしょうか。そして、複数以上であればこの利子補給、この部分で大体どのくらい最高額を受けることになるのか、わかりますか。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今回の債務負担行為補正で上げさせてもらっているのは22年度上期ということで、9戸が対象となっております。それで、利子補給期間は5年ということでありまして、9戸の合計で申し上げますと、道の負担額も含めた町の負担額で、合計で174万2,000円というふうになってございます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 9戸で174万2,000円の利子補給を受けるわけですがけれども、これ共同でなければ、1戸1戸であれば、この中で最高額は何ぼぐらい受ける人が出るのでしょうか、このうち。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 利子補給の額ですから、借り入れの元本の額に比例して、金額は当然大きくなったり小さくなったりするわけですが、今回の9戸の中で一番大きな金額というのは、70万1,000円というふうになってございます。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、以上で議案第64号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第65号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、第1款総務費及び2款保険給付費について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、2款国庫補助金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、以上で議案第65号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第66号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費及び2款公共下水道事業費について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、4款繰入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、以上で議案第66号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第67号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費から6款諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第1条保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入、2款国庫支出金から7款繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、歳

出、1款サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入、1款サービス収入及び2款繰越金について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) なければ、以上で議案第67号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第68号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第7条、たな卸資産購入限度額まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) なければ、以上で議案第68号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第69号、上水道事業会計補正予算、第1条、総則から第4条、他会計からの負担金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) なければ、以上で議案第69号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時16分

○委員長(越善 徹君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続きまして、議題6案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) (発言席) 2点にわたって質問します。

1点目はTPPの問題です。この環太平洋戦略的経済連携機構のことなのですが、今の政府はこれに参加するという表明を首相みずからしているわけですが、私たちも11日に釧路での集会があって、町議会でも結構たくさん参加するように聞いています。それから、意見書も参加すべきでないということで議会としては上げてきたわけですが、私はこのTPPというのは、標茶の農業のみならず地域経済への影響、雇用の創出など、地域にも深刻な打撃を与えるものと思っています。矢継ぎ早に発表された農林水産省や北海道あるいは釧路、根室の振興局の試算で、釧路管内だけで言えば、農業生産では1,947億円の打撃をこうむると、これによる雇用創出は1万5,000人に上るといような数字を上げています。いずれも道新の記事なのです。

けれども、町はこのT P Pが与える影響、この点についてどういう認識でおられるのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、新聞報道等で影響額等については試算結果が公表されているところがあります。最近でも釧路総合振興局のほうから、今委員がご指摘あったとおり、総額で1,947億円の損失が出るという試算がされております。これをもとに単純に計算をいたしますと、酪農と、それから畜産だけに限定して農林課のほうで計算しているのですけれども、酪農業においては管内生産額の32%が本町の生産額であります。そういうことで、酪農の生産額の損失額、釧路管内では384億円という試算をしております、その32%が本町の損失というふうに計算しますと、122億9,000万円という金額が単純にはじき出されます。

また、肉用牛の損失額においても、釧路管内で40億円の損失という試算なのですが、こちらは標茶町が占めるパーセンテージは18%でありまして、それを40億円に乘じますと、7億2,000万円の損失というふうになります。単純に酪農肉用牛だけで130億1,000万円という計算になるわけであります。

この試算がどれほど正確なのかということと言うと、もとの数字が平成18年の農業産出額等の若干時間がたっている統計数値ですから、多少の誤差はあるでしょうけれども、いずれにしても今申し上げた金額については、酪農肉用牛に限定したものでありまして、総合振興局で発表している総額においては、関連産業、それから地域経済、いわゆる波及する部分を含めた金額でありまして、本町においてもそれらを含めると相当の金額になるということでありまして、まさしく甚大な損失が生ずるおそれがあるということで懸念をしているところであります。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 相当なということで、具体的に今の時点でどれほどの雇用が喪失されていくのか、そのことについてはまたおいおいわかってくることだと思いますので、それはここでこのままでいいと思いますが、二つ目に、これから非常に重要な時期だなというふうに思うのです。やっぱりこの問題については、全町的な取り組みも必要だなというふうに思っているわけなのですが、どういうふうにこの問題に対応しようとしているのか。それから、今の時点で、町が政府に対してT P Pに参加しないよう要請するべきではないかというふうに思いますが、この間のそういった動きが町の中にあっただけでしょうか、伺います。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

T P Pにどのように対応するかという、まずお尋ねなのですけれども、実はJ Aのほうとも情報交換をしながら進めてきているところでありまして、先ほど委員が申し上げておりました11日の管内の決起大会の参加体制につきましても、農業関係団体だけではなくて広範に呼びかけて、そして町民的な、あるいは全地域的な運動を起こしたほうがいいのではないかというお話をしながら、今回の呼びかけに至っております、直近で集計数値を聞いたところでは、農業者のみならず消費者団体あるいは役場含めた中で、100名を超える参加者が見込まれているということで、報告を受けているところであります。

それから、この間の取り組みの中としては、今委員のほうから町として要請すべきではない

かというお話があったのですが、担当のほうで押さえている範疇で申し上げますと、町が単独とする以前に、ご案内のとおり、道議会あるいは町村会等々で既に意見書、要請書を出しているということがありますので、本町単独の動きについては、それらの動き、あるいは11日の決起大会の状況を見ながら、追加的に考えていこうというふうには考えておりました。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 細かい問題ですが、町村会を通して町としての態度を示しているということなわけで、それはそういうふうには理解したいと思いますが、小さな問題なのですが、役場庁舎の前面に掲げてある、気がつかないのですが、けさ見たら、FTAの文字が消えていますよね、日豪の文字は消えていないのですが、あそこにTPPを入れて、町としてもアピールすべきではないかと思うのですが、その点はどういうふうには考えていますか。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員のご指摘のとおりだということに考えておまして、現在発注しておまして、本当はもう少し早く取りかえるべきだったのですが、表現する文面につきまして、若干調整するために時間を要したということで、今発注中でありまして、近々役場庁舎の看板、それから農協の庁舎に掲げてあります看板も、同じ文面でTPP対応のものに変更するという事になってございます。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 質問を変えます。二つ目の質問です。

病院の問題なのですが、以前にも私質問したことがあるのですが、全員協議会で説明を受けたときには10対1から15対1、15対1から13対1というふうにかなりご苦労をされて、そして何とか今回も10対1に落ちつかせることができたというふうに思っているのですが、背景に看護師の慢性的な不足や、それから特別に患者数がふえたりそういうようなこともあったりして、非常に厳しい労働条件、労働環境の中で行わなければ、病院を運営できないという事情があったのではないかなというふうに思うのです。前回、私が質問したときに、「大丈夫です」と、「10対1の看護師の体制は確立できます」というふうに事務長がお答えになっていますけれども、全国的に見ても看護師不足というのは慢性化しているわけであって、これから先この10対1を看護師の面で維持できるという見通しをどういうふうにお持ちであるのか、ひとつ伺いたいというふうに思います。

○委員長（越善 徹君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたしたいと思いますが、過去のこの場におきましても私の答弁におきましても、今ご指摘のとおり、看護師数については充足しておりますということで答弁をさせていただいておりました。このたびの先般の調査を受けまして、その結果、基準を満たしていなかったということがわかりまして、熱心なご指導をいただいた上で、11月から再度10対1に戻したということですが、結果として今委員ご指摘のありましたとおり、看護師を中心として看護職員については、勤務環境についてちょっと過剰な勤務をさせてしまったということで、私自身事務長として反省をしているところでございます。

今後におきましての10対1の維持の関係でございますが、平均在院日数については、患者数

の回転もそれなりに早くしながら、その辺先生方にもご理解をいただいておりますし、あと夜勤従事時間数につきましては、看護師の部分で今ちょっと夜勤専従者ということで、1名配置をしながらローテーションを組んでやっております、ちょっと苦勞をかけておるところでございますが、おかげさまをもちまして、看護師の確保につきましても一定程度めどがつきましたので、私といたしましては看護師長ともいろいろ協議をさせていただいておりますが、当分の間は極端な何かのことがない限り、10対1は維持・継続できるだろうということで考えております。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 重ねて伺いたいのですけれども、私は標茶町だけとっても、釧路管内を見ても、看護師の不足というのかな、これはすごく感じているのですけれども、標茶の場合はそうでもないのですか。その点はどうなのですか。いや、看護師を確保することについて苦勞というのは余り、苦勞はされていると思うのだけれども、厳しい環境という認識はどうなのでしょうか。

○委員長（越善 徹君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄） 看護師の確保の部分でございますが、充足しておるということでの認識のもとで、臨時産休・育休代替の職員の募集とかはかけたことは過去にございましたが、公募しても応募はございませんでした。しかしながら、正職の部分で言うと、釧路市内の医療機関の事務長のお話を聞く機会もございますが、かなり単年度に数十人単位で看護師が退職をされるという実態がございまして、標茶も今調査以降、ハローワーク、そしてホームページでも募集をかけてございまして、その間応募については1件もございませんでしたということでございます。

しかしながら、同僚でございます看護師にも実態を率直に話をさせてもらいまして、知友人含めて、何とか看護師の確保について協力をいただきたいということで働きかけました結果、知友人を通じて一定程度看護師を採用するといいますか、確保することのめどがついたということでございまして、看護師の不足については道内どこの地域においても、札幌は別かもしれませんが、不足の状況というのは今後も続くものと考えるところでございます。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そのことがこの看護師体制を困難にしているということの背景にあるのではないかなというふうに私は思っているのです。看護師に心身、夜勤というのはもう非常に極度の疲勞をもたらしますので、そういう点では退職していく看護師が後を絶たないということも聞いております。ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

もう一点だけ、これは参考までに聞いておきたいのですが、10対1と13対1、15対1、7対1は望めないのかなとは思っているのですが、それぞれ点数が違いますよね。私2006年の資料は持っているのですけれども、今点数が10対1と13対1でどういうふうに変わっているのか、その点だけちょっと伺いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今ございました10対1と13対1の点数上の差でございますが、基本点数で申し上げますと、10対1につきましては基本点数が1,300点、13対1が1,092点でございまして、208点の差があるということで、これに10円掛けでございますので、2,080円とい

うことでございます。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後の質問ですけれども、10対1、1,300と言いましたっけ。そうすると、入院患者1人当たり1万3,000円という単価で計算するということでよろしいのですか。

○委員長（越善 徹君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

これはあくまでも基本点数でございます、例えば10対1でございますと、1人1日当たりの入院基本点数については、10円掛けですので1万3,000円。これに各種加算がつきますので、看護加算、看護補助加算、あと入院の初期の加算等々各種の加算がついて、2万何がしという、患者1人1日当たりの単価になるということでございます。

○委員（深見 迪君） わかりました。終わります。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） （発言席） 若干二、三点お聞きしたいと思います。

ソフト的な面からお聞きいたしますが、今回郷土館事業についてお聞きしたいと思います。前回、臨時議会で、たしか標茶町の縄文のまちということで、北海道何町村ですか、副町長がご出席なさって、設立総会へ行かれたということが行政報告で出ていました。そのときはちょっと予算的な関係で質問できなかったのですが、郷土館事業の中では遺跡発掘事業等々は緊急雇用対策等でもやっておりますし、またそういった面では非常に教育の場でも活用されるということをお聞きしておりますが、総会に出席されたということでこれは新聞でも出ておりましたが、内容的には今後の動向を含めてどういった面で、まちづくりの一環ということも伺っておりますけれども、この辺はどういうふうな見解をお持ちか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

道内の縄文のまちづくり連絡協議会でありますけれども、今委員のほうからお話がありましたような形で設立総会が過般開かれました。この趣旨は、北海道内に縄文時代の遺跡が非常に多いということと、縄文文化の精神的に非常にハイレベルな崇高な文化であることをぜひ今の時代に考えて、そういったことを大事にしながらまちづくりをすることが非常に必要だということが、それぞれ道内の首長さん方の意向がありまして、設立という形に至ったわけでありませぬ。

特に言われている縄文文化の精神性の高い文化という形で、特に日本におけるその後の渡来人といいますが、ほかから入ってきた人間との文化の交わり以降で弥生文化というのが、その前に縄文からまだ変化をしていっているのですけれども、基本となる精神性の高い縄文文化をぜひまちづくりに生かすべきだと。特に今日のようないろんな面で環境が悪化する中で言うと、縄文の文化をまちづくりに生かすことが大事だということでありまして、具体的には、ご案内のように、縄文遺跡そのものが世界遺産に登録という段階に今入ってきておりまして、その地点が必ずしも例えば標茶にということにはなり切れておりませんが、ただ道内ではかなりトップクラスの縄文の遺跡が本町に所在するということもありまして、一つには世界遺産への動きが一つございます。

それから、もう一つには、具体的に言うと、これらを国民多くの皆さんの学習の機会にということで、各自治体から代表するような遺跡を二、三挙げていただいて、これをスタンプラリーのような形で学習していただくと。道内をそれぞれ体験学習をしていただくという形で当面は進もうということで、たしか私の記憶では七つだったと思いますけれども、今日ではさらに加盟自治体がふえているのではないかなというふうに思っておりますけれどもその辺を基調としながら、全道的に連絡協議会の中で意思統一をしてまちづくりをしていきたいと思いますというような形が、設立総会の段階での確認事項でありました。

○委員長（越善 徹君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） せっかくの本町の文化的な遺産、そしてまたそれだけのことが営々として残っているということを生かそうということの趣旨は、副町長も出席なさって意に感じたことと思いますし、ただ次年度に向けて、例えばそれだけのいわゆる市町村が集まっているわけですから、姉妹都市、今そういう連携をしながら、次年度に向けてどういった対応をしていくか。例えばそれについての負担金等々がこれから生じてくるのか、そういった面でも遺跡めぐりというふうな、今そういうことも観光の中の一環、そしてまちづくりの一環としては位置づけてきちっとしていけば、なおさら標茶町のPRにもなるかと思いますが、その辺についての将来構想といいますか、将来展望、郷土館事業の中の一環として、どうとらえていくかということを総括的に伺いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） まず、組織の負担金の問題でありますけれども、発足当時では年間1万円という形であります。基本的にはもっともっとたくさんの経費がかかるのだと思いますけれども、ご案内のように、伊達の研究所のほうで事務局を担っていただいて、そちらで多分事務的な経費の負担があるのではないかなと思いますけれども、当面は1万円という形でスタートしております。

問題は、今後どういうまちづくりに生かしていくかということでありまして、私と郷土館の館長2人で出席をさせていただきました。本町以外でもそうなのでありますけれども、あります財産、埋蔵文化財等を含めて、いかに住民の皆さんにご理解をいただくかということで、現実的には既にうちでは塘路の郷土館で来るのをお待ちするだけではなくて、各公民館を通じて移動展を実施しております、その価値観については町民の皆さんにぜひ見ていただきたい、学習していただきたいということでやっております。

今後、多分連絡協議会の意向からすると、先ほどのスタンプラリーの話もそうなのでありますけれども、いかに縄文文化の価値観について理解をしていただいて、まちづくりに使うかということの普及といいますか、そういうことが当面のまちづくりといいますか、政策上どうするかというのは、そちらのほう重点になるのではないかなと思います。

スタンプラリーのほうは連絡協議会としての取り組みでありますので、それが一つと、前段申し上げました、標茶のところに世界遺産の対象地があるかどうかというのはまた別でありますけれども、連絡協議会として、世界遺産としての世界に対するアピールをしていくということが大きな柱でもございます。当面はこれまでもやってきましたように、この標茶におけるところの縄文文化の、あるいは埋蔵文化財としての価値観について町民の多くの皆さんに知っていただくことが、町の行政上のとるべき措置だというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） ただいま副町長が答弁申し上げたのですけれども、私どもとしては、全道的なまちづくり推進という大きな意味での面については、ちょっと副町長からの答弁なのですけれども、私どもは教育的な、もうちょっと全町的なといいますか、そういった面で進めておきまして、発掘調査につきましては、ここ近年何回かNTT関係もありますし、あるいは駒大との研究調査、発掘調査とかも進めておきまして、それらの調査につきましては、子供たちへの学習材料にも当然なっていますし、総合学習への活用もしていますし、今副町長の答弁があったように、町民への当然学習機会の提供等もあきまして、移動展も現在実施中ということでもあります。

また、縄文の会というのも本町に設立されておきまして、遺跡の場所へ位置を表示するという活動もしていただいております、行政と町民の皆さんも含めて、この先人の貴重な財産をぜひ子供たちあるいは町民の皆さんに知っていただいております、その先人たちの生き方といいますか、そういったものを現代に生かしていくということでぜひ活用していきたい、これからも進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○委員長（越善 徹君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ本町の知的観光という点からも今後の活用策について期待するところでございます。

次に、若干入札制度といいたまいますか、広い幅で、ちょっとこれからの町の考え方も含めてお伺いしたいと思います。

今入札関係といいたまいますと、どうも工事的な面ですとか、ハード的な面に結びつこうかと思っておりますが、今上部団体等につきましては、ご案内のとおり、業者さんとか事業体にとりましては、いわゆる社会貢献というのですか、地域貢献、そういうことが近年非常にまちづくりの一環として活動していることはご案内のとおりでございます。そういう意味では、そういう貢献する制度そのものは、まだまだ制度そのものについては先のこととはいえ、行政側にとりましては、お互いに町内のそういう方々、事業体と一緒に、ともに、環境づくり、まちづくりの一環としては評価していくべきだと思いますが、ではそれをどういう形でしていくかというのが、上部団体のほうでは、いわゆる3年に1回、2年に1回ごとのポイントということを数字上で評価をされている時代になってきているところだと思います。

そういった中で、ハード的なものの部分については、既にもう進んでいるところでございますが、町としても今後そういった面についても、非常に大きな町内業者さんといいたまいますか、ポイント貢献制度に対する評価というものを、一つの評価として考えていかなければならないのではないかなど。そうすることが、一つには、対応としてというよりは、むしろ非常にグレードが上がって品質の高いものができてくる、そういうものを期待するのではないかなど。

加えて、入札そのものについてはハード的なものと同時に、今回の補正の中でも、購入費の中で物品部分についてもかなり多く出てきておきまして、毎年の議会の定例会ごとにもそういった備品購入というのは、多分町内業者さんからもほとんどが納入されるようなシステムだと思います。そういった納入されるいわゆる物品業者さんについても、そういった面について社会貢献、地域貢献、町内のまちづくりを一生懸命やっという方もいらっやいまして、その項目と因子についてはいろいろあろうと思いたまいますが、そういった点もぜひ、来年はそうい

う年ということも伺っておりますし、物品はその都度受け付けるという体制でございますけれども、そういった面についても貢献に対する考え方、評価、この辺についてどのような今現状と将来について、私はぜひ考えてほしいと思いますが、それについてお伺いしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 社会貢献に対する現状につきましてご答弁させていただきます。

委員ご指摘のとおり、工事関係の部分でございますが、工事関係につきましては、登録されて格付の際に、いわゆる国が行っております経審のほかに社会貢献の部分、町独自で設けておりまして、この部分で評価させていただいております。物品等、あくまでもこれは工事の部分でございます。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ちょっと経過を含めて補足させていただきたいと思いますが、基本的には今工事の部分については経審の中で整理をされて、それを町も準用している形になりますから、当然社会貢献部分についても、町は実施しているという理解にしていれば結構かなと思っております。

ただ、町の単独でというのただいまのご意見の中にありました。物品についてもそういう形でということでありました。ご案内かと思っておりますけれども、町でも過去の歴史の中で、やはり業者の方々がこの標茶という地域に貢献していることを評価して、指名をすべきではないかということで、正式にがちがちの基準ではありませんでしたけれども、そういう形で指名をしてきた経過もございますけれども、非常にそういった面ではリアル過ぎて、あるいは社会貢献という言葉がまだなかなか理解していただけないような時代だったかもしれないけれども、非常に業者の方からとって、いわゆる余り評価がよくない、業界との懇談の中でも不満として出されるというような状況もありました。

しかしながら、そういう経験も含めて今日に至って、経営審査事項の中で、社会貢献については点数加算がされてきているということについて言うと、そういう面では業者さんの皆さんにも深い理解をいただいて、それぞれが大変な中でコストと人員を割きながら、それぞれ地域社会に対する貢献をしてきているのだろうなと思っております。

これをさらにまた物品にというご意見でありますけれども、これはご意見として賜っておきたいなと思っております。ただ、実施について期待をされておりますけれども、これは前段申し上げましたように、その業界の中で皆さんの中に社会貢献についての深い理解がないと、先ほど申しましたように、差別、区別でしか受けとめてもらえないところに究極的にぶつかってしまいますので、そういった面では、この社会貢献についての物品納入業者さんについても、深い理解をいただくことがまずは必要かなというふうに考えているところでありまして、次年度以降に物品登録はいつでもできる状況になっておりますけれども、次年度以降商工会等を通じながら、議会議論も含めてあったことを伝えながら、ぜひ業者さんの皆さんに理解をいただく推移を見ながら、物品においても本町で導入できるかどうかも含めて検討をしていきたいなと思っております。

○委員長（越善 徹君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 特に物品関係といいますのは幅広い分野でございますけれども、やはりどうしても町外の大手さんと比較しますと、そういった面については窓口的に納入できる体

制であっても、そういった、ただ例えば会社の規模、クラス、物品業者としてのクラス別にいきますと、その点では若干の差ができる、そして金額的にもそういった面では差ができるという面からすれば、町内業者の納入、そして業者の発展というか、そういう意味では、行政としての貢献評価制度というか、ポイント的な考えをぜひ検討していただくことを期待したいと思います。

3点目です。最後に、内容審議で私もお聞きするのを、幅広くなるかなと思いながら、ちょっと総括的に伺いたいと思いますが、町営住宅の関係なのだけれども、今回は基金の積み立てということで若干ながらしておりますが、町営住宅そのものの中で、今大変グレードの高い標茶町の町営住宅がどんどん進んでおりますし、そういった面では、非常に住まわれている方にとっても、快適な文化的な生活ということはお案内のとおりでございますけれども、中の修理・修繕とかという、こういうお話も私も聞かされまして、あるご婦人の方が、中で冬期シーズンになると洗濯物を干したりする場が、改善と言わないまでも、独自のものをつくって、そこに設置できないのかなというお話をされまして、住宅の入居条件とか条例、規則の中ではそういった点はなかなか許可しにくいとうたっております。ただ、事実上申し込んだ時点で、それがどの範囲かということになれば、許容範囲の中に入るかなということなのですが、その範囲というのは、例えばそういったケースが、シーズンによっていろいろ違いましようけれども、例としてございますか。

○委員長（越善 徹君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 建設のほうの兼ね合いなのか、ちょっと委員のご質問の意が十分に私もちょっと理解できないまま、今答弁に立っているわけですがけれども、冬期間の洗濯等の干し場、いわゆる乾燥室というようなことであれば、これは建設課のほうで設計のほうの窓口になるのですけれども、当然住戸面積等に影響してきますし、家賃にも影響してきますし、あるいは補助の面積、そういったものにも影響してきますから、総体の面積割合も決まっておりますから、そういったもので風除室、乾燥室等に割かれるときに、今度は居住スペースの問題も出てくるということで、今委員のご指摘の部分については、私の不足の部分については、建設課長にお話しただけののかもしれませんけれども、担当部も含めて、今後そういったものに対しては十分に検討していく余地はあるかなと。

ただ、現状では、最近の住宅についてはほとんどがベランダ等、いわゆる屋根付きのベランダも配置していますから、そういったもので、例えばベランダ自体を乾燥室等に変更できないのか、あるいは、私ども直接管理している課に対して、いわゆる改修の申し出をしたときに、どのように対応していくのか、そういったことは今後十分に検討をしていきたいなというふうに考えている所存でございます。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 建設サイドといたしましても、今管理課長が答弁されたとおり、最終的に入居者の方に負担をできるだけ少なくして、環境をよく気持ちよく使っていただきたいということを重点にいつも考えて、設計等に反映させているつもりでございます。管理課長が答弁されたとおり、今住居スペースを減らして乾燥室等をした場合に、大多数の方がそれを望むのかどうかという部分も含めて考えなければいけないのかなと思っております。いずれにしても関係課のほうと協議して、これから意を配するところについては意を配していくという、

これまでの考え方を継承したいと思っています。

○委員長（越善 徹君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 住宅に入りまして、いろんなケース、家族構成とかいろんな環境の中での違う方が住まわれますので、若干わがままな点もございましょうけれども、できればこういう形の物干し場が欲しいとか、何とかつけさせていただきたいとかと、こういう話が事務方に行って直接解決すればいいか、全体的に含めて管理条例にかかわるものですから、この場でお聞きしたわけですが、できるだけ意に沿うように、どの範囲までということは、一つ具体的にまた来たるときにお願いに上がるかもしれませんが、この場でそういうお願いをいたしまして、質問を終わります。

○委員長（越善 徹君） 休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○委員長（越善 徹君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） （発言席） 総括質疑の中で、私は3点ほど質問をいたします。

初めに、宮崎県で発生した口蹄疫は本町の酪農・畜産に脅威を与え続けているわけですが、最近の口蹄疫は九州のほうも鎮静化しておる状況であります。本町では自衛防疫でいろいろ何回も協議をしておると思いますが、現状ではどのような協議をしたり、どのような方向に行こうとしているのか、お尋ねします。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 口蹄疫対策に関する自防協の取り組みということでお答えいたします。

産業建設委員会の所管事項調査の中にもありますけれども、これから標茶版の口蹄疫対策マニュアルについて、関係機関の調整、合意をとりながら完成をさせて、初動から一貫した対策について、シミュレーションが可能な状態まで持っていこうということで、現在考えているところであります。

また、委員ご指摘のとおり、宮崎の口蹄疫は終息したのですけれども、新聞等でニュースが報道されているとおり、韓国で現在発生中でありまして、対策区域外でも連続して今発生している状況が伝えられております。グローバル化が進む中で人の交流ということで考えると、いつまた日本に飛び火するかということも懸念されているわけでありまして、きょう「自防協だより」で、各農家に引き続きの水際の防疫対策ということで、可能であれば道路への消毒帯の設置でありますとか、あるいは畜舎の出入りの際の踏み込み消毒槽の再度徹底を促しているところであります。

○委員長（越善 徹君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 町内の農家は、どこの畜舎にも黄色い大きなステッカーで立入禁止で

あります。私も隣のうちにはなるべく電話で済ませたり、住宅のほうで用件をお話ししたりということで気を使っているわけです。どこもみんな、そういうまだまだ最小限度の授精師とか獣医さん以外は畜舎に入らないでくれと、こういうような状態であります。早いうちにそういう非常事態のような制限が取り除かれないのかなというふうに思っているのですけれども、この終息というか、一定段階の、外国からのことは別として、国内の情報は余り今ない段階になっていきますけれども、再度聞きますけれども、そういう終息宣言的なことはまだまだ先になりますか。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

終息宣言という言い方が正しいのかどうかはちょっと別なのですけれども、寒さを迎える時期になりまして、関係機関で一度これから冬に向かっての対策をどうするか、それから国内でも安全宣言、終息宣言が出されて、一定程度のけりがついたという判断をするのであれば、この先どうしていくのかという協議をしているところであります。

その中では、例えば農家さんの出入り口にある道路の消毒帯の設置についてはもうそろそろいいのではないのかとか、あるいは関係機関の駐車場の消毒帯の設置はもういいのではないのかとか、そういう話題になったのですが、事口蹄疫に関してではなくて、自防協としては、日常的なサルモネラですとかヨーネですとか、そういう家畜伝染病を入れない、広げないために消毒の措置というのは常日ごろ必要だということを言っておりまして、今回の口蹄疫を機にするわけではないのですけれども、これは日常的に恒常的にやっておらおうということで考えておりまして、そういうことで関係機関の駐車場についても雪が降るまでは続けましょう、それから農家さんの消毒帯については、これは継続してもらいましょうということを確認しているところであります。

そういうことでありますので、終息宣言による消毒をやめるということについては、現在自防協のほうでは考えておりませんので、これは本町の酪農を守るための最低限のバイオセキュリティということで普及・定着させたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（越善 徹君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 慎重な配慮というか、農家の代表の方や共済組合の先生方の指導が、これからはいつ起きるかわからないから、もう今までどおり消毒とか消石灰の消毒なども続けるようにというようなことで、本当にそれは必要でないかなというふうに、今ここでなお私も確認したところでございます。

次に、育成牧場についてちょっとお尋ねします。

口蹄疫に伴って府県から育成牛、初妊牛等の移入を一時ストップしておりましたが、今は移入がされていると思います。それで、全体的に昨年に比べてどういう頭数になっているのか。それから、場長のご説明、先ほどどなたかのご質問にもお聞きしましたがけれども、組合員の乳牛はことしは多くなっている、育成牛は多くなっているというようなお話のようでございますので、どのくらい昨年に対して多くなっているのかについてお尋ねします。

○委員長（越善 徹君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） まず、口蹄疫に関係する部分としまして、道外牛の動きであり

ますが、6、7、8、9、10、11と、この間毎年、前年対比で数値を出しております。6、7につきましては極端な差はございませんでしたが、8、9、10、やはり3カ月につきましては、前年比5%減ということで推移してまいりました。しかし、今年度は、11月末につきましては、ようやく昨年並み101%ということになりました。今後につきましては、大分昨年並みの推移をいくだらうという認識をしております。全体を見ますと、町内牛、特に組合員の皆様方の利用につきましては、昨年と比較しますと、最高で5月の放牧時には約30%、平均で115%ぐらいという推移で、地元の組合員の皆さんの利用頭数は伸びております。そのほかに哺育につきましても非常に伸びがいいということで、結果的には12月7日現在でありますけれども、哺育と育成牛を合わせまして2,180頭という、牧場始まって以来の数値を示しております。

そういった意味で、今回こういう補正をさせていただきましたが、多分12月以降につきましても、引き続きこういう状態が続いていくだらうというふうに認識をしております。

○委員長（越善 徹君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 大変明るいお話をいただきまして、心強くここで思っております。

それで、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいのですけれども、組合員の方の放牧依頼が多い。それから、冬期間においても多くなるということで、この原因になるものがわかれば教えていただきたいです。

それから、1割も15%も多ければ、それだけえさ等が必要なわけですが、これの対策とか確保は十分にできているかどうかについてお伺いします。

○委員長（越善 徹君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 地元牛につきましては、前年との違いにつきましては、育成牛が非常に多い状況になっています。そういった意味で、当然早く退牧する牛が残ってきているということで利用もふえているという認識と、あと阿歴内のほうで、1軒大きい農家が毎月10頭ずつ入れるということが継続されてきていることもありますし、それでいろいろな部分で地元の牛がふえてきているという認識をしております。

それで、当然牛がふえますと、粗飼料の確保はどうなっているというのは当然のことだというふうに認識をしております。それで、大体うちの牧場で2年ほど前までは1,800頭前後の粗飼料を確保できるというふうに答弁をまいりましたが、ここ最近道営事業、または牧場で自己更新等々積極的にやっておりますし、またオソベツ団地につきまして、放牧地で利用したものに付きましても、3年ほどで約30町ほど自己更新しながら、採草地に利用しているというような努力をしていますし、また堆肥の有効利用を当然のごとくさせていただいていますし、あとエアウエーとかいろいろな部分で草地の維持管理に励んでまいりました。そういった意味で、極端に2,200頭の牛の全部粗飼料を確保できたかというところではありませんが、非常に牧場の中では粗飼料の確保については努力をさせていただいているということで考えております。

昨年に若干ながら持ち越した個数もございまして、今年度につきましては、予算要求させていただいた範疇の中で何とかやっつけていけるだらうというふうに思っていますし、町内での昨年と違いまして、ロールについては確保しやすい状況になっているのも事実です。昨年よりも若干安くなっているということもありますので、これ以上またふえますとちょっとまた考えが変わりますけれども、今の段階では、今の予算の中で何とかやりくりできるだらうというふうに認識をしております。

○委員長（越善 徹君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 育成場長さんから詳しく、私も農家のことはある程度知識があるので、今のお話を聞いて、本当にいい方向に牧場の経営が進んでいるなというふうに理解したところです。

次に、3点目に入りますけれども、役場の機構と職員の配置の中で、臨時職員という正職でない人が大勢配置されているわけですが、ベテランの職員というか、一度正職を終えた人も働けるわけですが、こういう再雇用という方法はどうしてもやらなければならない仕事が増えるという考え方なのか、また習慣と言ったら変だけれども、慣例でそうなっているのか。4年ほど前には私は同じような質問をしたわけですが、あの時点で何人かの65歳以上の年齢になった方もまだ働いていたと。その後はゼロになっているのか、またいるとすれば何人いるのかについてお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 委員ご指摘のとおり、4年前ですか、その時点では年齢65歳以上の非常勤臨時職員についての雇用はしないという中で、町の対応の中でせざるを得ない状況にありました職員数名おりました。それを何とか克服したいということで前進をしてみました。今現在の状況については若干1名がいるという状況でありまして、何とか新年度に向けては解消したいなというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 後段のほうの質問に答えてもらったわけですが、1名の方ということで、本当はゼロの回答が私は欲しかったのですが、このことは町民の方もいるのではないかなと、私にそれとなく言ったりするものですから、あえて質問の場をここでしたわけです。これはやはりまずいことなので、なるべく早く改善していただくようにしていきたいと思います。

人件費の節約ということで、臨時職員にはそれなりの規則やいろいろあると思いますけれども、やはりこれからどんどん臨時の方も多くなりますけれども、やはり適材適所ということは正職と同じくあろうと思いますので、いろいろ町民の方が、「あの人、同じところばかりいてさっぱりだ」とかというもし苦情がないようなふうに、臨時の指導もぜひしていただきたい。私の意見になりましたけれども、もう一度この機構の中で臨時はもっとふやしていくのか、またやはりどうしても人件費の節約で臨時は続けていくという、その辺の考え方をもう一度聞きたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

公務員のあり方等については、かなり流動的に今現在将来に向かって動いております。従来は法律がありますから、地方公務員についても、地方公務員法によって雇用をしなければならないという概念がずっとあります。それは公務員として採用された場合の労働条件は皆同じくというのでありますけれども、ご案内のように地方公共団体の担うべき任務というのは非常に広範囲にわたってきていまして、この広範囲な職場において、労働条件を一般職の公務員に統一して雇用することが果たして可能かどうかという問題に、全国の自治体でぶつかっております。その結果、やむなく一般職だけでは財政上の問題もあって運用できないということで、非

常勤臨時職員というような形で存在することになりました。このことが果たして妥当かどうかということは、基本的には財政問題とあわせて考えなければならない。仕事はふえるのですけれども、人をそんなにむやみにふやせるという状況もない中でどうしたらいいかということで出てきたのが、ただいま申し上げました非常勤とか臨時職員のあり方だというふうに思います。

前段ご指摘のありました部分についても、本来は新たに一般職で確保して配置すべきなのでしょうけれども、そのような形で、各職場についてすべてにおいてそのことを実践しようとする、現状の人件費コストでは到底おさまらない状態になっておりますから、やむなくご案内のように、年間1人180万円をお願いをするというような事態になっているのも事実であります。このことが果たしていいのかどうなのかというのは、総体的に考えてご判断をいただかなければならない。例えば500万円、600万円かけていいのか、いや180万円でもいいのかという問題があります。これも申し上げましたように、180万円での年間での人件費コストというのは、公務員法によると正常な状態ではないという状態でありますから、そういう中で進んでいる状態からすると、それは一つにはできるだけ改善をしていかなければならない。

ご案内のように保育所なんかで言いますと、子供の将来の見通しが立たない中で、一般職の雇用をしましたときに、一生その職員について保障しなければならないという法律上の問題もございまして、当然そういった職場では臨時職員がふえるというのも、トータル的な状況で言えば、そういう実態にありますことをご理解いただき、これからふやす考え方があるかどうかは別にして、できるだけ整理はしていきたいという考え方が基本的にはございます。

ただ、総務課長から申し上げたような特定の部分について言いますと、特定の技術、経験等がそれなりに必要とされる部分については、やむなくやってきた経過がございまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

町内の事業者の方々にも、公の仕事、公の担い手をだれが担うのかという問題については、大分深いご理解をいただいてきて、必ずしも町が行政がすべてを担うのではなくて、民間においても担ってきていただいたことも、これからはどんどんどんどんふえていくものだなというふうに思いますし、そういう中で公のいわゆる任務を、いろんな形で町内の皆さん、あるいは不足する場合については町外の皆さんに担っていただきながら、こういった状況を解消する方向にこれからはあるのではないかなというふうに考えるところであります。

○委員長（越善 徹君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今、副町長から、役場側というか人事管理している責任者の考え方ということで、私も現時点では理解できるものだというふうに思っています。町民の方はいろんなところで、町の職員というのは、私も公務員という先生をして町議を4年間続けるわけですから、そういうふうなどなたも臨時であろうとそういう立場に立つわけですから、そういうことで町民の方にいろんなことをささやかれたり、私のほうにまで言ってこれられないような、ひとつ明快な機構の中での人の使い方をしていただきたいと。これはひとつ申し入れをいたしまして終わりたいと思います。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） まず、冒頭池田町長の2期目、町民の全体の支持を受けて無投票で当選をされましたことを、まずもってお祝いを申し上げたいと思います。そして

また、町の執行の考え、方針を池田町長出されましたけれども、そのように目的に向かって頑張っていただけることと、そのように私も信じておりますので、これからの町政を、いわゆる標茶発展のためにお願いをしたいものだなと。

きょう、また、町の執行方針の関係で少し考え方もあったのですが、期間も3月それなりにということもありますので、余り長くならない程度に総括をさせていただきたいと存じます。

まず、病院のほうからさせていただきますが、先ほど同僚の深見委員のほうから質問があったわけでありましてけれども、いわゆる当初予算から来ると、説明が款項で受けたとおりでと思うわけでありましてけれども、今いわゆる地方公営企業法で言われる経費の残、それからまた補助という観点に立って、今回1億700万円ぐらいですか、補正をされたこの内訳を単純に言いますと、予算書からいくと6,000万円と4,000万円と分かれるわけですが、その中の私なりに解釈するのは、いわゆる21年度の特別欠損金が2,500万円が出ておりますね。それに22年度分を入れると6,000万円ぐらいになるのですか。その部分が負担の度合いでいくのかなというふうに解釈していたのですが、そのことも踏まえて、いわゆる病院の運営をしていく上に、その運営の中から当然負担するものは負担していくのだけれども、負担をしなくても、いわゆる一般会計のほうからでも、特別会計のほうからでも負担ができるというものの中での仕分けをされたと思うのですよ。単純にここに予算書に出ている4,000万何がしと6,000万円のこの仕分けを、もう一度わかりやすくちょっとご説明をさせていただきたいなと。

○委員長（越善 徹君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思いますが、このたび予算資料としまして提示をさせていただきましたが、その中にも備考欄に1億740万円の負担金、補助金、一般会計繰出金の内容についてちょっと書いておりますが、もうちょっと詳しく申し上げますと、今回のこの1億740万9,000円の主な区分をいたしますと、補正予算の提案趣旨でも触れましたが、一つには今委員ご指摘の返還金、21年度、22年度分の合わせて4,923万5,000円の分、その分とことし8月から10月まで特別入院基本料がダウンしておりますので、その分の減収4,777万4,000円、これともう一つ入院患者数の減による減収、この分がことし4月から来年の3月、推計も合わせまして2,567万7,000円ということで、資料にもありますとおり、合計で1億2,268万6,000円という数字でございます。これに今回追加補正をさせていただいています外来収益の増収分381万4,000円と、費用のほうで削減をさせていただいております、減額補正をしております1,160万2,000円を差し引きいたしまして、それが1億740万9,000円という負担金、補助金の額になるということでございます。

それで、今申し上げました返還金の4,923万5,000円につきましては、町一般会計の負担金、補助金でございますが、町が病院会計に補助すべき項目ということで処理をさせていただきまして、補助金の中で対応させていただくということでございます。その他残りの部分につきましては、残り5,817万4,000円につきましては返還金の差し引きの残の分を補助金、残りの分につきましては負担金で繰り出しとして対応させていただくということで、補正計上をさせていただいているところでございます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、事務長のほうから言われたのでこの中身はわかったのですが、このいただいている補正予算書の中のこの貸借対照表のほうからいきますと、仮に説明で押さえ

られたのですが、全体的には1億円からの補正をしていて、財産的なものの膨れ上がりというのが、2,300万円ぐらいが財産増になっているのかな、現金も入れてね。それで、全体的にはいわゆる特別欠損金が4,200万円ということでありますから、2,600万円ぐらいが縮こまってきていて、なおかつ単純に計算をしますと、この1,600万円が、いわゆるその部分に充当する部分だけ、一般会計からの繰り越しは要らなかったのではないのかなというふうに私は単純にとったわけですが、これを見て。それでこうやって質問に立っているのですけれども、今事務長からお話を聞いて概略つかめたのですが、その辺のこれから出てくる、ここで特別損失を圧縮しなくても、例えばそのままでやったら、1億円からのお金はどうだったのかなと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 今回の補正の中で、いわゆる過年度分の収益の修正で特別損失で計上している分、この数字がどういうふうになるのかというご質問ではないかなと思いますけれども、基本的にはこの数字そのものは今からは訂正できませんから、前年度の決算数字を、こういうふうな数字はこの分だけ落ちますよというのが一つであります。

これは先ほどの深見委員からの質問にもちょっと説明したかと思いますが、ただいま指摘されている累積欠損金が、実は本来こういう今特別損失で上げている2,700万円がその累積欠損金との関係でどうなるかというのが、一つの比較するときの考え方でありまして、先ほど申しましたように、21年度の決算見込みは、結果としては、本来3,200万円ほど黒字になる見込みでしたけれども、とりあえず1,600万円ずつ病院の側と分けて、1,600万円は一般会計に返してもらおうという措置をとりました。1,600万円が償却したものの数字が、先ほど委員が指摘した四千数百万円という残っている分ですね。これを2,700万円、実は過年度分で、本来はその分だけ赤になったのではないかということになると、どっちかというところと3,200万円ですね。本来1,600万円ずつの3,200万円が黒になっていたところが、2,700万円実はそれから引かれると。これだけ前年度分で収入が減るわけですから、減るといって数字になって、3,600万円から2,700万円引けば900万円。900万円ほど、本来の実体であれば前年度の決算数値が下がるという状態だということです。その1,600万円ずつ分けてしまっているの、実際には1,600万円にプラス900万円、2,700万円とまたそういう数字になってしまうのですけれども、それが決算数字上からすると、累積債務として残ると。

ただ、ご案内のように、本町の病院の特別会計は内部留保資金が大枚ございますので、そういった面では資金ショートになるとかどうなのかという問題上にはなっていないという状態です。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 副町長の答弁で理解はできますが、単純に言えば、今言ったように仮にその数字が単純な欠損が最終的に出たといっても、今言ったようなことで内部留保がありますから、資金ショートは起きないのですけれども、これが町の、もしそういうふうに来た場合、今回こういう措置は措置でこれはこれでいいとしても、仮にそういう措置をしたとして、病院が赤字の決算をやったと。そういったときに、例えば今言ったようなショートはないにしても、本町の今ある会計の中との連結の中では、何か問題が出てくるようなことはあるのでしょうか。その辺はいかがですか。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

委員ただいまご指摘ありましたように、従来は病院会計は病院会計と、一般会計は一般会計ということで、それらの会計の決算の数字そのものは連結して見ていかないで、個別に見てきました。ところが、ご案内のように地方自治体の財政が非常に窮迫しているということで、それを判断する際に、いわゆる特別会計、企業会計含めて、あるいは第三セクターの会計含めて、地方自治体が将来にわたって、いわゆるどういう財政負担を担っているかということ判断する財政健全化判断比率という判断基準というのが設けられました。その中では全部の会計を統合して見ていくということで、連結決算方式を見るということになりますから、例えば病院会計で赤にしている、親である一般会計の側の赤字にそれを見ていくという形になりますから、そういった面では病院で赤字で出さなくても出しても、一般会計として処理をしなければならない。

これはほかの自治体でも現在問題になっているあり方なのですが、実際に自治体病院でも、実はそれは病院で出した企業会計で出た赤字なので、あるいは先ほども議論になっていました負担金、補助金の中の補助金は病院の企業会計の中で努力すべきだということで、一般会計から補助を出さないできた自治体もあるのです。その累積債務が10億円を超しているとかということになってきた。それは過去に問題にならなかったのですけれども、先ほど言いました健全化判断基準の中で連結で見ていくということになったので、一般会計が10億円なら10億円の赤字を負担をしなければなりませんよという見方になってきたということですから、基本的には一般会計の側の、あるいは町財政の全体の中で本来始末すべきものはきちんと始末すると、補助すべきものは補助をして始末していくことが見えないといいますか、特別会計とか企業会計に赤字をつくっておいて、一般会計だけ全然大丈夫ですという顔をするようなシステムには今日的にはなっていないと。

我々もそういう面では、今回病院のその部分は病院の累積債務という形で残しておくほうがいいのではないかと、昔でいえばそういう判断だったかもしれないのですけれども、今日的にはそういう判断基準がありますから、一般会計の側でこれは措置すべきものと。ましてや21年度の交付税の増分がありますし、22年度分の増分がありますから、これは十分まだこれで措置しても、2カ年分の特別交付税等の増額分で、まだ5,000万円ほど病院の将来のための積み立て分があるという解釈になりますので、そういった面で措置をさせていただいたところでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） なぜこういう話をしているかということ、案外この会計がなかなか一般住民のほうに知るといことが、もうけているのかな、もうけていないのかな、それとも役場で相当無理な負担をしているのではないだろうか、当然負担しなくてもいいやつを負担しているのではないかと、いろんなそういう組み立てが出てくるものですから、公営企業法で許されている範疇でやはり負担は負担で出されている、今聞いたとおり。それから、補助も、やはり今回のような特別な理由があれば補助も出される。しかし、我々議会としては理解できるけれども、町民としては、じゃ、その辺がどういうふうにしてこれをわかりやすく町民に知らせるかということなわけです。

そこで、やはり先ほど言って副町長に答えてもらったけれども、ああいう質問に私はなったわけですけども、とにかく病院は院長挙げて一生懸命やっている。私も血圧の薬をもらいに行ったりして見ていますから、院長挙げて、事務長も本当に、これはだれが事務長になっても大変なお仕事だなと思いつつながら、私も病院へ行って、待合室で待ったりして見ていますけれども、本当にそれなりにこれをやっていくというのは大変なことだと思う。ただ、このことが住民の人方にもわかりやすいような説明の仕方で、やはり町の広報なり町民に今後知らせてやっていただきたいなど。ただ、数字で見ると5億何億という数字が出るわけですから、これはもう本当にああすごいということになるわけですから、いわゆるその辺がどうしてこういう数字になったのか。当然こういう今副町長が言ったようなこともひっくるめて、図解をしながらでもいいですから、わかりやすい状態で説明が町民にわかるのであればまあいいのかなど。このようなことをお願いをして、この質問を終わらせていただきます。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） この際ですので、ぜひご理解をいただく、あるいはただいま指摘いただきましたこと含めてですけども、従来から病院会計に4億円が出ておりました。それぞれの年によってその数字が上下をしております、ただ私どもは4億円そのものが一般会計で病院に負担しているという説明ではなくて、先ほどの説明あったように負担分と補助分と分けて、負担分は法律等々に基づいて当然負担すべき額、補助金については病院の経営努力を見ながら、地方自治体が負担しても結構ですよという数字に分けられているという一つの区分けの方法。もう一つは、この負担分について、全く数字はイコールにはなりませんけれども、基本的には地方交付税に措置をされてくるという数字であります。

この差し引きをしますとどうなるかということ、必ずしも4億円が一般財源で手だてしているということにはなっていないわけでありまして。ことし、今年度の22年度の状況で言うと、これは4億円という平年度に戻した数字で申しますと、2億5,000万円以上が交付税で入ってくると、総額で言うと。残りが1億数千万円。病院のほうに一般会計が努力して政策経費として、町立病院を維持運営するために必要だということで、一般財源の純然たるひものつかない金を入れているのは1億数千万円ということなわけですけれども、このことを説明しても、どうも4億円使っているというアナウンス効果のほうが大きくて、なかなか理解してもらえないで、私どもも実は困っていることで、病院の改革プランの説明のときも、事務長のほうから相当そのことについてはPRさせてもらっているのですけれども、引き続きその辺の内訳については説明させていただきます。

ただ、前日も国民健康保険の運営についても議論いただきましたけれども、実はこれも今年度で、本来以外の純然たる負担を約1億円ぐらい想定をしてスタートをしてございます。介護関係についても、これは一般会計からの繰り入れする部分のできる部分、できない部分はありますけれども、いずれにしても現在の日本のこういった福祉施策の、あるいは医療、保健含めた施策の中で言うと、必ずしも地域の状態の中では理論的な財政運営だけではもう難しいと。あくまでもそれを実行するためには自治体の特段の努力、いわゆる純然たる一般財源を投入しながら、制度の維持を図っていかねばならないという状況になっているということ、ぜひ私どもも説明をしたいと思っておりますし、議員各位におかれましても、十分ご理解を賜れば幸いですというふうなところであります。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで、ひとつ病院のほうは大変だと思いますけれども、いろんな面でご苦労をかけますけれども、また引き続き事務長、一肌も二肌も脱いでひとつ頑張っていたきたいなと、このように思います。

それで次に、ちょっと農業振興の関係上、町長に今回は1点だけちょっとお聞きしておきたいなと。町長が考えている地産地消の関係なのですが、ブランド化を進めていきたいという考え方を示されておりますけれども、非常にいいことだなと、このように思っております。ついてはこの考え方をどのような組み立てを考えておられるのか、お考え方を聞かせていただきたいなと存じます。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

平成18年にこの町長としての重責を担わせていただいてから、私は当然今まで本町がつくってきたまちづくりの実績等については、これを継承するというを基本にプラスといいますか、産業の振興、その一番の柱として、やはり消費者の皆さんに理解していただくことが将来的に大事だろうということで、機会あるごとに、そのためにはやはり生産者の皆さんが商品として消費者に何を届けるのか、このことがやはり一番大事であろうということで、いろんな機会でも申し上げてきました。

その中から、標茶町においてもいろいろな取り組みや具体化をしてきておまして、昨今では非常に今高名になってきておりますけれども、「星空の黒牛」というブランドが世間的に非常に認知をされてきております。また、16日ですか、ご理解をいただきまして、ふるさと給食に星空の黒牛牛井という、名前はちょっとまだ未定ですけれども、そういった形で提供をさせていただくことになっておりますし、またエゾシカの肉を活用したもみじ屋さんのいろんな取り組みであるとか、それから栄においてチーズをつくらうという人たち、今そういった皆さん方のいろんな動きが出てきておまして、それを町、農協、関係団体と一緒に何とか支援してまいりたいと、そのように考えております。

ただ、私はそういったことがいろんな場面で進んでくると、非常に歓迎をしておるのですが、やはり標茶は酪農が基本、基幹産業でありますので、この酪農、標茶で生産された牛乳をやはり標茶の町民が飲める、このことがやはり一番私は大事なのではないのかなということで、とりあえず生産者の皆さんのご理解をいただきながら、何とか学校給食にでも提供できないかということで取り組んできております。周辺のいろんな動き等もありまして、何とか近いうちにそこら辺のめどもつくようになってきておまして、それを一つの起爆剤といいますか、きっかけにして、もっともっといろんな取り組みができればいいのかなと思っております。

もとより基幹産業酪農だけでなく、農業、水産、それから当然山も含めて、標茶で生産されるものが商品として消費者に届けられる、そういったような取り組みをこれからも積極的に支援してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたい。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 非常に考え方はいいことではないのかなと、このように思います。それで、今の町長のお考え方を実現をしていくための、いわゆるそういう仕組みとか、いわゆる何か機動的なものだとか、何かそういうものが、今町長がお話しされたものを進めていくため

の何かを今後はつくって、その町長の考え方を示されていくのか。ただ単に今、町内の今の体制の中で考え方を示されていくのか、その辺はどのように考えていらっしゃるのか、この点だけお聞かせください。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町の中にもいろんな委員会、組織、審議会等々もございまして、そういった委員さんの中からもいろいろなお提案がありますし、また商工会、農協さん等々も含めて連携を深めておりまして、そういった中から、例えば商工会の若手の中から、いろんなアイデアも出されております。そういった連携というか情報交換をこれからも密にしながら、そして何より大事なのは、やはり生産者の皆さんが自分の生産者としての意識の中で商品化をしていくと、そういった思いが非常に大事だろうと思っております。そういった意味においては、機会あるごとにこれからも関係機関と連携をしながら、そういった運動を推進してまいりたいということを考えておりまして、特別にブランド化のために組織を立ち上げるとか、そういったことは現在の時点においては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 当初の考え方としては非常にいいと思いますので、どんどんそういう考え方を進めていただきたいなと思います。その辺は期待しておりますから、本当に標茶は酪農の町でありますから、私も本当にここしか知らないもんですから、本当にひとつ町長が言われたように、酪農が栄えるということが何よりでありますから、期待をするところであります。ついては、我々議会もどんな努力も惜しまないのではないのかなと、このように思いますし、その辺はどんどん進めていただきたいと思います。

次に、私も9月ころにも質問をしていたと思うのですが、いわゆる離農跡地なり遊休地の関係なのですけれども、これらが交換分合がどんどん進んだり、農地の利用の促進がいったとして、遊んでいる土地がそれなりに草もつくれるようになった。それが牛が食べられるようになった。なおかつそこには新しい入植の人も入った。農業も、多少戸数も今減っていますけれども、それなりに歯どめがかかってきた。なおかつ、どうしても草地には昔したのだけれども、その草地がやはり今現状考えてみたら、どうしてもやっぱり草地には無理だなと、こういう土地があるかと思うのですよ。それらはどのような数字で押さえていらっしゃるのか、もし押さえているとすれば、その数字をお知らせしていただきたいなと思います。

○委員長（越善 徹君） 農業委員会事務局長、牛崎君。

○農委事務局長（牛崎康人君） お答えいたします。

耕作放棄地の関係であります。平成19年に農水省のほうから方針が示されまして、23年度をめどに解消するという計画が立てられております。当初は農業経営基盤強化法の中で取り組み、位置づけられておりましたが、昨年の農地法の改正に合わせて、農地法の範疇で取り組みを進めるということで、農業委員会の所管になってございます。それで、農業委員会で農業委員が毎年時期を決めて、秋口に農地パトロールを実施しておりまして、そういった形で耕作放棄地の調査に取り組んでおります。

今、手元にあるのは平成21年度の数字なのですけれども、町内全体で103.5ヘクタールが耕作放棄地としてカウントされております。耕作放棄地の解消の方策として、幾つかに区分けをし

て対策を打つということになっておりまして、一つは農地として耕作可能なところはそのまま耕作をさせる。それから、余り経費をかけずに活用可能なところは、それは努力を促すといったところでありまして、この二つについては農地的利用がまた可能なところというところがあります。これにつきましては、これまでも農業委員会がパトロールをして、その上で地権者の方に耕作放棄地を解消する取り組みをしていますという話をしたところ、多くは借り手があるのであれば貸したいとか、あるいは自分で使っていきたいというような形で、大きい面積ではないのですけれども、そういう形で再利用が促されている実態にあります。

問題は委員ご指摘の使いようのないところなのですけれども、それにつきましては農地パトロールの区分上は、農業的利用が困難で、植林転用等が適当という区分分けがされております。その面積については54.2ヘクタールになっております。また、植林等も難しく、その他の利用が適当または利用方法がないというふうな位置づけをした農地については、39.2ヘクタールという実態になってございます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） よく農林課長、数字をまとめ上げているなと思います。私問題にしたいというか皆さんの知恵をかりたいというか、それからまた町長のほうに町長の施策としていわゆる考え方を検討してもらってもいいのではないかなというものがあるもんですから、お話をしたいなと思いますが、この農地というか植林をしなければならないような土地がある。しかし、農地を買ったりなんかすると、草をつくれぬ、放牧もちょっと無理かなと思うようなところを要らないよと。今自分で持っている範疇では要らない。ここはどうしても要らない。今言ったように、これは植林かなんかのほうがいい。こうなった場合、私が求めた場合は、農地取得資金か何か借りるわけです。借りると農地の分の土地は買えるのですけれども、いわゆる森林がいいなど、この土地に今言った森林をしたいと思うけれども、取得資金を借りてしまうと、これがお金が借りられるところがどこもないのです。何かここに政策的に今後考えてもらってもいいのではないかなと思うのですけれども、私ちょっと森林のほうの簡単にお金が借りられるようなところがあるのであれば別なのですけれども、いわゆる取得資金を借りてしまって木を植えるかなと思ったら、ちょっとこれは自己資金か何かでなかったら、賄えないのではないかなと思うのです。そこのところが何かいい知恵がないかなと。それで今ちょっと質問しているのですけれども、いかがですか。

○委員長（越善 徹君） 農業委員会事務局長、牛崎君。

○農委事務局長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、委員ご指摘の資金の関係なのですけれども、今お話ししようとしているのは、現に農地として取得した中に耕作放棄地、森林として再生するしかないような土地があった場合、厳密に言うと資金サイドで言うと、農地外の転用ということで、応分の資金について返還をしろというふうに言われる可能性があるということでもあります。それは一つあるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、農水で現在立てている計画では、23年度中に解消しようという運動論なのですけれども、この間、農業委員会の中でも検討してきておりますし、この場でも何度か発言をさせていただいておりますけれども、耕作放棄地解消の計画を立てる以前に、農地を守るという観点で、これまで農業委員会は非常にまじめに活動してきたがゆえに、過去の非農地の判断と、それから現在の非農地の判断をそんなに簡単に変えていいのだろうかという自問

がありまして、いまだにこれといった具体的な筋道は立っていないのですけれども、長野県のほうでは用途区分を森林に変えることによって、森林の事業を使って植林をすることができるのではないかとということで、実際にそういう用途区分の変更をしているという事例があります。

本町においてどこまでそれが可能かというのは、まだ研究が足りない部分はあるのですけれども、農地はもちろん農地として使う、それからそうではないところは荒らしたままほっておくのはどうかというふうに思いますので、森林として再生が可能であれば、地権者の意向もありましようけれども、可能であれば、そういう希望があれば、希望に沿った形でできるような手だてを考えていきたいとします。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 突然のこういう提言というか、こういう話なものですから、戸惑いもあるかと思いますが、そういうようなことを内部でいろいろ検討もしていただいて、できるだけそういうところについての手が届くような考え方をさせていただければいいなという思いで、今提言というか、自分の思いを今述べたわけでありましてけれども、課長言ったようにそういうことで、今後課題として、ここで町長や副町長の答弁を求めるものでもなく、後でご相談をしていただきながら、いい方向の道しるべをつくっていただきたいなと、このように思います。

次に、決して乳検組合からの派遣者ではないのですが、乳検組合のほうに、うちのほうもかなりな400万円ぐらいの乳検のお金を出しておる。それで、根室管内や何かを見ますと、かなりこの乳検の加入率も高いわけでありましてけれども、高いからいいのか悪いのか、これは別にして、標茶は50%ぐらい切れているかのように聞いているのですが、ある一定規模の私のところでは、今の頭数で、また今の経営で、これで収支合っていいよという農家の人と、それからまだ何か原因があつて、どうも最終的な乳の搾りが少ないなと、そこには何か原因があるのだなというのと、それからその上に立って、規模を拡大していかなければいかんという人と分かれておりますから、その段階で乳検組合に加入するしないはあると思います。それは入っていないから悪いとか、入っていないからいいとかいうことではなくて、先ほど私も債務負担行為でちょっと聞きましたけれども、行政側もいろんな面で応援を、この債務負担ばかりでなくていろんな角度からしているわけです。そうするとどうしても気になるのは、乳検組合が出すデータそのものが非常に営農指導というか、農協のほうは参考にしてやっていると思うのですが、町のほうもその辺が、乳検組合の加入そのものが、標茶がまずどのくらいなのか私は聞きたいのですが、そして乳検組合から出てくる資料の活用というものが、町としていろんな援護をしていくときに、その資料の使い方というか、何か参考か何かになって使っているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなとします。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、乳検組合の加入の状況なのですけれども、今、私平成22年度予算の要求資料ということで、21年度の総会資料しか手元にないのですけれども、そう大きく変わっていないということでご理解いただきたいと思いますが、その中では、その当時の搾乳農家数313戸に対して、乳検組合加入戸数は147戸ということで、ちょっと計算が書いているとおりののですが、46.9%の加入率ということで記載されております。また、乳検のデータについては、委員ご指摘のとおり、生菌数とか、そういう乳質の関係だけではなくて、受胎のサイクルですとか乳脂比ですと

か、非常に有用なデータが多いということでもあります。

どのように活用しているかということなのですが、日常的な農林課の業務の中では、農林課単独で使うことというのは余りないのかもしれないのですが、農協が今活動しております経営改善プロジェクトの中では、まず乳検データがなければ、その農家さんがどういった生産活動をしなごらどの程度の収益を上げて、今一番大事なロスをどれだけ減らすかという肝心なところになかなか着眼しづらい、そのデータがなければ着眼できないというようなことがあります、非常に大事なデータだというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、課長が答弁されたとおりでと思います。非常にこの乳検の資料というのは、昔から見る人は見ているというか、何だかんだ見なければならぬものだと義務づけられているものでもないものですから、やはり担当する農協なら農協の職員担当がその部類に入ると、どうしても見ざるを得ないようなことになるわけでありましてけれども、やはり牛の健康状態、それから出される牛乳の成分等も絡んで、非常に全体の自分の経営のバランスがよくわかるのではないのかなと。ここにうちの議会にもプロの人方がいる前で私はそんなことを言っているものですから、何か後ろめたいのですが、そういう意味では私の足りないところがありましたら、引き続き後で補足をさせていただきたいのですけれども、非常にこれがこれから伸びていくのにも投資するのにも、このデータがいいのではないのかなと。

なぜかという、酪農をやっている人方は目的を持っているのですよ。目的を持っているから乳を搾っているのです。やっぱり乳を搾るといふことは、乳を売るといふことですから、だから同じ1頭から乳を搾るといふことは、収支合うように搾って売りたいわけですから、そうしたらそこには今度何をしなければならぬかといったら、やっぱり牛の乳を搾ることに一生懸命考えなければならぬ。その次に何を考えるかといったら、牛の健康を考えなければならぬ。牛の健康はどうなのだろう。これはもう、だから農家の人にしてみたら、する仕事はもうそういうふうにして次から次とあるわけです。ああ、これは牛の調子が悪い。草が悪いのではないだろうか。草が悪かったら土地がどうなのだろうかと、次から次とこういくわけですから、いわゆるこの乳検の資料というのは、やはり町も挙げてできる限り、入らなくても、もううちの経営はこれでいいのだよと言って収支の合っているところは別にして、これから次から次と伸ばしていく、投資もしていかなければならぬなんていうところについては、やはり町も農協とも相談しながら、乳検の加入をふやして、そういうデータを参考にしたらいいのではないのかなと。

それからまた、特にうちも利子補給だとか、いろんなことをするわけですから、そういうときにはそういう同じお金を出してやっても、出したお金がもう本当に効果的に使われた。出したけれども、いつの間にかいなくなった。後から聞いたら離農していたわということよりも、町のほうも、やはりそういうものを資料を持ってやったらどうなのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

乳検データを町のほうでも活用すべきという趣旨のご質問だったかというふうに思います。乳検の加入率は先ほど申し上げたとおりなのですけれども、私としても補助金を出している以

上、有効に使っていただきたいという趣旨から、できるだけ乳検組合の総会には出席をさせてもらいまして、あいさつの中で加入率の向上をお願いしたいということで、発言をさせてもらっているところであります。

なかなか町が日常業務の中で、先ほど申し上げたとおり、単独で乳検データを使うという機会が場面としてないものですから、現実ではそういうことはないのですが、これも先ほど申し上げたとおり、農協さんと連携した作業の中で、必ず目にするところであります。経営改善プロジェクトの繁殖部会では種つけのリサイクル、それから受胎率はどうなっているか、その原因は何なのかということで、さっき委員ご指摘のとおり、それがえさに行ったりとか土地に行ったりとかということで、そういう部分で、農協さんとともに活用させてもらっているということでご理解いただきたいと思います。

それから、経営上、乳検組合のデータが非常に有用だというご発言もありましたけれども、実は先ほど言ったとおり、毎年総会の中で、加入率を上げるような努力をお願いしたいということで言っているのですが、農協の中期3カ年計画の中に「乳検加入促進を図り、繁殖管理、乳質改善の指導」というような項目がうたわれております。そういったことも踏まえて、たしかことしの総会では、農協の営農部のほうがかかわって、農家さんの掘り起こしをするというような、そんなようなやりとりがあったような記憶があります。

また、農協だよりのほうにも、ほぼ毎月だと思うのですが、乳検だよりのコーナーがありまして、その中でほぼ毎回だと思うのですが、「乳検データ活用でもうかる酪農」ということで、これは全国的な統計のようなのですが、乳検に加入すると、年間1頭当たり非加入農家と加入農家の差では、1頭につき13万円もうけが違うのだよということで宣伝もしておるようでありますので、そういったことを含めてご理解いただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 非常に本当にこの資料は参考になると思いますので、私もこんな程度の質問しかできませんけれども、また改めて本当に引き続きボタンタッチしますから、また後から何かありましたらひとつ補足してみてください。

それでは、質問を変えさせていただきます。今度、住民課のほうに質問を変えさせていただきますけれども、いわゆる子宮頸がんの関係なわけですが、肺炎のワクチンと、これたしか私どもの同僚の川村議員が一般質問で過去にやっております、その過程の中に私も先月もちょっとこれも触れさせていただきましたけれども、非常にこのやつが予算としてこういうふうに生まれてきたと。これももう本当にいいところに川村議員が目をつけていたものだなと、このように思っているわけでありまして、そういう中で質問をさせていただきます。この両方の子宮頸がんなのですが、これ1人3回やると1,000円の負担は聞きましたけれども、3回で1人当たり幾らぐらいになるのでしょうか。これ肺炎のほうとあわせてお聞きをしておきたいなと思います。1回、2回、3回と、これ単価がたしか違うという話だと思うのですから、それをあわせて言ってください。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 子宮頸がんと肺炎球菌の費用でございますが、町立病院と協議した結果の料金であります。回数にかかわらず1回目は、肺炎球菌につきましては1万160円、それから子宮頸がんについては、初回1回目は1万5,620円でございます。肺炎球菌の2回目以

降の接種費用につきましては、1回当たり8,050円ということになります。ですから、4回受ける場合は、総額3万4,310円となります。3回接種の場合ですと2万6,260円、それから2回接種でございますと1万8,210円、1回接種で1万160円ということになります。それから、子宮頸がんにつきましては、2回目、3回目につきましてはそれぞれ1万3,410円でございますので、3回接種ですと4万2,440円の費用がかかります。あと自己負担につきましては、4回受ける方については1,000円掛ける4回で4,000円の負担ということでございます。子宮頸がんについても同じく1回当たり1,000円で、3回受けると1,000円掛ける3回で3,000円の自己負担ということでございます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この事業費的に、やはり子宮頸がんであれば5万円近くかかるものが3,000円ぐらいの負担でできるというわけですから、いいことかなと、非常にいいなと思うのですが、札幌が無料にしたのですが、そういう無料にする自治体も出てくるかと思うのですが、無料にするということになると、結構何というか、診てもらおうかなというのを皆さんと相談していくということが、私は容易になるのではないのかなと思うのですよ。これ1,000円をもらうという負担を、多額な負担ではないですから、これらは標茶としてやはり無料にするという考え方がないのかどうか。私はこういうものは無料にしてあることによって、仲間の方と子供を、私たちから言えば子供ということになりますけれども、子宮頸がんはこれは大人ということですが、その辺がちょっと微妙なところはありますけれども、見てもらうというのには、やはり皆さんで行くのがただとみんなで行こうやとなるけれども、1,000円出して行くと、何か出せるやつは行く、出せないやつは行くということになりますから、その辺は無料でやるというような今後考え方はないのかどうか、それをちょっとお聞きをしておきたいなと、このように思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回予算化いたしました子宮頸がん、肺炎球菌につきましても、これ基本的に任意の接種でございます。そういう意味では、全く自己負担なしということにはならないのではないかとというふうに、担当課のほうでは考えております。ただ、国のほうでは厚生科学審議会の感染症分科会の予防接種部会では、現在町が9月補正にもいたしましたヒブワクチン、それから子宮頸がんのワクチン、それから肺炎球菌のワクチンについては、予防接種法に基づいた予防接種に入れるべく検討しているというふうに聞いております。それが予防接種法に入れられるといった時点で、どう自己負担を考えていけばいいのかということについては、その時点でまた考えていきたいというふうには担当課のほうでは考えております。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） その時点になりましたら、それはそれでまた検討してみてください。

それで最後に、福祉除雪の関係をちょっとお聞きをしておきたい、雪の時期にもなりましたので。標茶で福祉除雪をしなければならないのだという人数と、それから1時間当たりこれお幾ら払っているのか、お聞きをしたいなと思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 福祉除雪でございますが、年度によって多少増減がございますが、150世帯前後が福祉除雪として毎年町が助成している件数でございます。

それから、単価でございますが、大きく私どもで予算化しているのは、企業組合のほうに委託している分につきましては単価1人工2,000円、それから茶安別地域につきましては、茶安別の地域会で除雪をしていただくということで、これは戸数によって重機、いわゆるトラクター対応ということもございまして、1戸10万円ということでの単価設定をして、今まで実施してきているところでございます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この補助対象はやはり標茶町の間人なわけですから、このいわゆる企業組合に委託をしているのは、企業組合というのは一つしかないのですか。一つですか、これ。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 委託しているのは、一つでございます。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 企業組合の、今はいつもパークゴルフ場だとか、そういうところのをやっている企業組合さんのことを指しているのかなと思うのですが、これ町内では除雪をしてもらう。茶安別だとか農村でのトラクターや何かのほうは別にしまして、市内の町内の部分なのですが、いわゆる町内に子供たちがいないと。子供さん方もいない、一人でいて非常に大変だと。それから、子供はいるけれども、それなりにちょっと無理だよというのと、それともまた隣近所に町内の中に息子夫婦もいて、ちょっと気を使えばやれるのではないのかなと、いろいろな条件があろうかと思えますけれども、その辺は私はどのような考え方を示しているのか。一律そうではなくて、どこもそういうところであろうがなかろうが、そうやって言われたら福祉の除雪に回しますよという考え方なのか、その辺はいかがなものですか。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 基本的には、世帯がひとり世帯もしくは老人一定の年齢以上の世帯ということに限っております。ですから、必ずしもひとり世帯もしくは高齢者の世帯で福祉除雪を申し込まれるという方ばかりではございません。今委員ご指摘のように、隣近所の援助をいただけるという場合もございまして、それから近くにご家族、息子さんなりがいて、その方が来てやっていただけるという方もございまして、必ずしも単身もしくは高齢者世帯だけを全部しているというものではなくて、単身高齢者世帯でどうしてもそういう支援等も受けられないというところに限って、福祉除雪を実施しているということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことでご理解はいたします。

それで、この町内の中なのですが、町内会に、例えば企業組合さんの委託していると言いましたけれども、例えば常盤町にしても川上町にしても、その町内で町内会に言うと、町内会の人方が、町内会でも協力してやれるよというような場合もあろうかと思うのですよ。こうやって福祉除雪として、例えば1人工2,000円なら2,000円ですか、払うということの中では多少のお礼しか出ないけれども、その辺は町内会には民生委員の人方も皆おりますから、そういう人を通じながらでも、やはり町内会で一番初めに相談をして投げかけてみて、そして町内会の中で処理できるものは町内会ではどうなのだというような試みは今後やる気持ちはないかどうか、あわせて。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） そういう意味では、委員ご指摘のように、町内会で地域でそういう方々の除雪をしていただけるという形が、一番我々としても生活状況を把握できますので、一番望ましい姿かなというふうには思っています。ただ、今のところそういう意味では、茶安別の地域が地域として取り組んでいただいているということですので、今後はそういう形での町内会、地域会のほうで、地域のそういう福祉除雪含めて取り組んでいただく方向になってくれば、非常にありがたいなというふうには私どもは考えております。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） その辺は町内会によって事情が、いろいろやれる町内会、やれない町内会あるかと思えますけれども、できるだけそういうのを相談してみて、なぜ気がついたかという、たしか福祉除雪は、平成の初めごろに綱領か何かをつくったのだよな。つくっているはずなのだ、平成の早い時期に。それで、そのときに「民生委員」と入っているのだ。だから、民生委員と入っているのが記憶にあるものだから、これ民生委員といたら、地区に張りついているものだから、だから民生委員の人方がその人方と触れ合うわけだから、そうしたら町内に何かあったら言ってくるものだから、一番早いのかなという観点で質問をしたわけです。そういうことなものですから、その辺も今後検討していただいて、相談をしてみただければありがたいなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

小野寺君。

○委員（小野寺典男君） （発言席） 皆さんいろいろ質疑をされたので、だんだん私の質疑する部分が減ってきましたので、二、三点について質疑させていただきたいと思います。

まず、固定資産の関係のことについてお聞きをしたいと思いますけれども、最近離農、休農ということで、酪農家の施設が休眠状態というようなのが各地で見受けられます。以前中山間の事業で、そういったものについては解体作業をして、事業で行ったことはありますけれども、それから10年以上たって、またそろそろそういったものがふえております。大型タワーサイロについては、減免措置をとられているということで、各農家間でもどういことが固定資産の評価の基準になって、どういことが固定資産の評価を失うのかという部分で、なかなか明確にわかる部分がないので、その点についてまずお聞きをしたいなと。

○委員長（越善 徹君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 固定資産の評価のお伺いですが、固定資産税につきましては、土地と家屋と、それから償却資産というふうに3点に分かれております。農家の場合につきましては、土地は当然所有者に掛かることになりまして、問題の家屋につきましては、住宅それから農業用の資産含めまして、家屋の部分につきましては特別に国の基準がございまして、使用の状況ではなくて、現存している建物の状態によって課税されることになっております。町独自の部分につきましては、タワーサイロのサイロの部分につきましては、開口部分を閉じた場合につきましては、町独自の減免という手だてをとらせていただきます。

それから、償却資産につきましては、当然事業を廃業した場合には大抵のものは譲渡されることとなりますが、たとえ牛舎等に残った資産があった場合につきましても、事業用資産にの

み課税になりますので、償却資産につきましては課税されないこととなります。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） タワーサイロ、僕が理解しているのは真空サイロだとか塔型の大きな、条例でもそんなふうになっていますよね。今のお話からいくと、コンクリート用の部分なのかなという、開口部が開放されているとかというの。例えば真空サイロだと、アンローダーだとか気密性がなくなったら、その効果がないということで、固定資産の対象外になっていましてけれども、その部分の見解と、それから国の基準によってということなのではけれども、昔から自家用なら固定資産にならないとか、事業資産でもですよ、いろんなお話がそれぞれにあるのでけれども、その辺の見解と、では建物がどういう状況にすれば固定資産から外れるのかという部分がちょっと今答えがなかったので、もう一回。

○委員長（越善 徹君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） サイロの部分につきましては、町独自の減免措置によりまして、開口部を閉じた場合につきましては特別に減免いたしております。それから、家屋につきましては、おおよそ屋根の部分におきましては3分の1程度の壊れた場合、それから先ほども申し上げましたが、家屋の部分につきましては町独自の判断というものもありませんので、国の基準にあくまでも基づいた中で、建物として活用が可能かどうかという判断の中で、課税するかしないかという判断をしております。

それから、償却資産につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、あくまでも事業用資産に対して課税するということとなりますので、例えば個人の活用として置いている場合につきましては課税となりません。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） というのは、先ほど来遊休農地だとか、いろんなお話も出ていますけれども、営農、休農、そして新規就農。実際営農を続けていて、固定資産税もそれなりにかかるものですから、税金のかからないような状態にしてしまう。しかし、土地も最近売らないで貸し付けしているという人が多い。そうすると、たまたま立地条件のいいところとか、いろんな形の中で、その土地とかを活用して、新規就農なり、いろんな事業を建物を使ったりしてやりたいというときに、税金のかからない程度に壊したりすると、なかなか今度その活用をするのに、次の仕事に行くのに動きが鈍くなる。それは町の産業振興にもかかわってくるのですよ。

それで言いたいのは、減免の方法がないのかと。将来的なことを十分踏まえながら、その立地条件、立地条件によって減免するというのは公平でないものであれですけれども、減免措置というのが講じられれば、休農しても建物を壊すことなく維持しながら、次に新規就農なり、だれかがそこを買って入るなり、できる状態を保てるのではないかなと、そんなふうに思うのですけれども、そういった点については。

○委員長（越善 徹君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 固定資産の部分につきましては事業用、それから自家用と分かれておりますが、あくまでも収益を産むか産まないかという判断の基準ではなくて、あくまでも土地の評価、それから家屋の評価、利活用の状況ではなくて評価に対しての課税となっておりますので、あくまでも資産への課税という状況でしか固定資産税の部分については対応しかね

ますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 課長の見解では、やっぱりそういうものに沿った形で答えをするし
かないというのは理解できます。

そこで、町長、これは政策的に先ほどから言っていますように、町の経済の振興を含めて考
えるときに、せつかくの施設を壊されるのではなくて、温存しながら次の段階に進めるような
状況、その中である程度今まで持っていた人の税金を減免すると、そういう政策的な部分につ
いては町長はどう考えておられますか。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけれども、減免についての町の政策の考
え方としてのご質問だと思いますけれども、ご案内のように、固定資産税については地方交付
税の重要な対象の案件になってございます。これは以前にも説明したかと思ひますけれども、
いわゆる国の考え方にない範囲で減免したものについては、固定資産の減免した部分の相当額
は地方交付税から減額するという方式があります。これは考え方によりますと、固定資産税は
減免で入ってこない、地方交付税から減額されるということで、二重の負担というか、収入減
になるという状況からして、この固定資産税の減免の考え方については、これは本町だけでは
ないのですけれども、国の状態としても特定な場合に限り、固定資産税についての措置が行
われています。これはご案内のように、過疎法において、いわゆる過疎法の対象となる部分に
ついて、町村が減免することについては、きちっと届け出によって措置をしましょうという法
体系になっているものですから、先ほど税務課長が答えましたように、簡単に町で減免するど
う形にはできないという一つの制度のあり方であります。

ただ、真空サイロについて言うと、先ほど天井をとったということで、サイロで天井のない
ものも実際には真空サイロとしてあるのですけれども、真空サイロの部分で言うと、いわゆる
真空状態を壊すということで、天井を外した場合にはもうほかのものにはいわゆる使えないと。
そういうような考え方があって、そういうことで措置をさせてもらっている部分があります。
住宅等については先ほども住民課長も話したようなことであります。

もう一つ、委員のご指摘の中に農業振興上の施策上の重要な部分がありますけれども、でき
得るのであれば税の減免という措置ではなくて、そのことについて次の農業後継者の方に引き
継ぐまでの間に、そのことについて何らかの形で、税の相当分だけを何らかの措置をとってう
まく継承していくという方式があるのではないかと。その方法であれば国からのペナルティー
もかかりませんし、それが一番方法としては考えられる方法かなと。ただ、今のところ、ちょっ
と具体的に、私も農林課等に、農協さんとかいろんなところでそういう協議がされているとい
うふうにちょっと聞いておりませんので、ちょっと何とも言えませんが、でき得れば税
の減免措置ではなくて、そういう別な施策上の措置として、その相当分をカバーする方式があ
るのではないかなというような気がするところであります。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） ぜひそういう形でいろんな施策の中で実現できるようにお願いした
いなと思っております。

それでは次に、最近政権が変わって農地法の改正もするのだと。大企業が農業に参入しやす

くすると。そんなことがまだ決定しているわけではありませんけれども、いずれなるのかなと思いつながら、最近直接農地には言及しませんけれども、今のところ農業者しか買えませんので。最近外資系の企業なりお金持ちの人が、日本の山林、特に水源確保のために、土地を相当の面積で買い取っているというのが新聞報道でかなり見ております。北海道でも、ちょっと面積は忘れましたけれども、相当そういう事例があると。以前に土地ブームで、土地のそういう売買が日本列島改造の後ありました。あのときは国内の有力なそういう力を持った人が、企業なりが買い取って、そのおかげで非常に後遺症としては、まだ本町でも残っているのではないかというふうに思うのです。そのときはたまたま国内のそういった対応でしたから、後から対策として買い戻したり、転売するにしても、容易にできたという面があります。今回は外資系ということで、特に中国、オーストラリアとか、いろんなそういうところからのお話でありますので、もし本町でそういったことで、ここは町長の執行方針にもありますけれども、水も豊かで非常にそういう自然あふれた町だということが、町長のうたい文句になっておりますから、そういったものをしっかり守りながら、町の振興を図っていかなければならないと思っています。

それで、そういう外資系なり日本内においても大手なりが、目的がはっきりしないでそういう山林なり水源のあるところを購入した事例がないのかどうか、まずお聞きをしておきたい。

○委員長（越善 徹君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 町有地を含め、土地情報という形の中でちょっと私のほうからのお話になろうかと思えますけれども、具体的な事例があれば、またそれぞれ担当の課長のほうからお話があるかと思えますけれども、今現状では今委員がご心配されているような状況のお話というのは伺ってはいません。ただ、いろんな形の中で、今委員が列島改造論のお話をされましたけれども、その当時に購入された方がかなり高齢になってきている、あるいは既にお亡くなりになっているということで、もう10数年前からそういったような土地についての売買先ですとか、あるいは町での引き取りですとか、そういったご相談はかなり見えています。従前は私どもの町としては、いわゆる町有地の管理の方法について、あるいは町有地のそういった適正管理についてというご指摘もこの議会ではお受けしていますから、境界あるいは所在の明確でないものについては基本的にはお受けしないという考え方で来ていましたけれども、六、七年前ぐらいから、こういったことを意識したわけではないのですけれども、やっぱり標茶らしい景観を残すためには、特にそういった土地が、いわゆる標茶らしい景観の土地が結局は農業に適さない。そういったところが主に原野が売られてきた。そういった意味ではそういった土地を積極的に町が、特に相続ですとか抵当の問題がなければ、もちろん町有地管理委員会での協議もするわけですが、そういったものについてはお引き受けをしていく。あるいはこれは課税上の問題になろうかと思えますけれども、今現状ではほとんどの土地が非課税の形の中で、いわゆる固定資産としての税金の発生がないわけですが、これはどの時代にどういうふうに税法が変わっていくかということになると、今は不存在の地主でございまして、既にもう幽霊地主になったり、不在地主になったり、不明地主になったりということで、そういった土地情報の一元管理、あるいは固定資産としての適正な管理という側面からも、そういったものについての管理については行っていると。

ちょっと委員のご質問の趣旨と若干ずれますが、今のところいろんな問い合わせ等を対応させてもらっている立場からいくと、そのような動きは私の課の中では把握していないと

いう状況でございます。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 私は国土法の届け出の関係でご説明したいと思いますが、一定程度面積を超えた場合に国土法の届け出がありますが、委員がご懸念されている外資系の部分で大きな面積の売買等があったかといいますと、その届け出関係の中では明確にそのような形での売買というのは、私のほうではちょっと記憶をしていないという状況であります。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農林課所管の部分についてお答えいたします。

山林の関係なのですが、委員ご指摘の新聞報道等などに総合振興局のほうでも調べているようで、私どもの林政係のほうに来て、実態調査をしているという経過がございます。その中では、外資系のものについては確認されたという報告は上がってきておりません。また、農地についてはご案内のとおり、農業委員会の許可が必要だということでもありますから、そのような企業についての審査は今のところないということでもありますけれども、いずれにしても、はなから外資系だとわかるような形で来るとは限らないということでもありますので、昨今の状況を考えると、少し慎重に情報収集をしなければいけないというふうに感じているところであります。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 今のところそういう事例はないようでありますけれども、しかしこれからどうなるかわかりませんし、この件について十分アンテナを高くしながら、情報収集していただきたいと思っておりますし、町長にこういったものの取引に対して、町で何らかの事前に審査する手だてだとか、いろんなそういう手だてというものを政策としてできるのか、あるいはできないのかわかりませんが、もしできるとすればどういう方法があるのか、やる気があるのか、まず町長にその辺お聞きしたい。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

現在、道のほうで、1ヘクタール以上のものについては、これからは届け出を義務づけるという条例化ということが、先般の新聞報道されておりました。原則で申し上げますと、私有財産の売買でどこまで行政が関与できるかということに関していいますと、法律的な制約というのはかなりあるかと思っております。したがって、町が独自に道の1ヘクタールの条例化された後に、どこまで細かくといいますか、面積要件として持っていけるかというのは、ちょっとこれにつきましては、現時点でどういう方法が可能かということに関して言いますと、非常に難しい面があるのではないのかなと思っておりますので、ご理解を賜りたい。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 町長の立場ではそうなのかもしれませんが、ちょっと弱いなと。政策のこの執行方針に書いているような部分でいけば、もっともっと力強く町長のメッセージを発信してもいいのではないかなと。

そこで、恐らく農協なり森林組合なり、個人でもたくさん持っている、組合員でなく。そういうネットワーク的なものを立ち上げて、さっきアンテナ高くと言ったので、それでも漏れると思うので、常時そういう情報交換できるような状況の中で、例えばそういう話があって、こ

ういう厳しい時代ですから、大事にしてきた土地もそういういいチャンスがあれば売りたいと思っている人もいるかもしれませんが、そういうものを以前に塘路湖のほうのあれを町が買い取ったようなこともありましたが、やっぱり積極的に町長そういうことに対してもっともっと前向きに取り組んでいかないと、ちょっと今の答弁では、あのときは千葉町長か、あのときに比べると弱いなど。そんなふうにもう一度ちょっとお願いします。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 取り組みが弱いと言われても、結局法律要件でありますので、私有財産という民法を、これをどこまで乗り越えていろんな法律制定されるかとなりますと、非常に私は困難性があるかという現実問題を申し上げているわけで、実際に道のほうで、現在1ヘクタール以上については条例化するというところで進めているという具合に先般も報道されておりましたので、それ以降の1ヘクタール未満でどの面積までを町としてできるかということになりますと、取り組みが弱いとか弱くないとかいう問題ではなくて、現実的な問題として非常に難しいのではないのかなと。

先ほど課長のほうからの答弁しておりますけれども、いわゆる列島改造の跡地の問題にしても、これにつきましても、私どものほうにお話がある場合は、これは把握はできますけれども、そうでなくて売買をされている場合には、これはほとんど情報としては我々は把握することはできないわけでありまして、そういった実態もあるということで、決して思いだけでは前に進まないということもぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） いや、何かやっぱり法律だとか、そういうのはわかりますよ。1ヘクタールだって、これ100人いれば100ヘクタール買えるわけですよ。ですから、今の社会はそういう社会状況なのです。法律の裏を何ぼでもかいくぐって、最終的な目的を達成するというのが、これ常套手段ですから。ですが、そういうものに対して法律の壁があるとかなんとかではなくて、いろんなことを考えながら、そういうものに対応できるような政策なり、町としての考え方をきちっと持っていたほうが僕はいいと思うのですよ。せっかく環境も何もすばらしいといっても、そういうものを守っていく手だてをしないと、簡単にこれはだれが買うかは別としても買い取られてしまう。買い取られたら、例えば今中国で本州のほうの山を買って、目的は水を持っていく。世界戦略で最終的には水が食べ物より戦略的な物資になると言っていますから。どうか町長が一番大事にしている水の問題ですから、これはやっぱりもっともその部分を心配要らないというような答弁ができるように、ひとつこの次まで検討していただきたいというふうに思っております。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 町長としての答弁は先ほどのとおりでありますけれども、技術論の話で私のほうに求められたと思いますので、そのように答えたいと思います。

実は一番肝心なのは、所有者である住民の方々と私どもで情報交換が十分できるという状況が、まず第一前提だろうなと思っています。そのことに関して言えば、先日の虹別の町政懇談会でも議論になりました。皆さんのほうも心配しておまして、そういう実例がないかと。虹別では今のところないのだけれども、ほかの地域でないかというような形で関心を持っておられましたから、そういった面で、私どももそういう情報があった場合には、ぜひ連絡してほしい

いと。双方でそれにどう立ち向かうか。

先ほど町長の言われている中の、いわゆる合法的にやれる地元の防衛の取り組みをどうするかということになるかと思えます。一つには、具体的方法でありますけれども、多分対象面積は1ヘクタールとか、そんな状態ではないと思えます。かなり大きな面積に及ぶと思えます。そういった面では、どなたの山が売買されるのかという情報を聞いたときに、町としては、ただいま委員からも指摘ありましたように、過去にあったように塘路湖の周りでそういったものを町が単独で取得していくと。これは多分その時点でまた議会の皆さんにお諮りしなければならぬかもしれませんけれども、相談しながら、そういう者から町が取得するという形で防衛をしていくと。今のところで言えばそういう形しかできないと。

これちょっと危険なのは、民間同士の取引の段階について、町があたかも反対しているのだというような形で取引にいわゆる影響を与えた場合に、買おうとする側から損害賠償請求が起こされる可能性がありますので、下手な対応はできないと。あくまでも私どもが対応するとすれば、売ろうとする人にアタックをかけていくと。その情報を一刻も早く察知をして、べらぼうな条件ではない中で、町に譲っていただくというような対抗措置をとっていくしかないかなと。そういう面では、森林組合さんとの意思の疎通も当然重要だなと思っていますし、私どものほうに、いわゆる取得した後に、その土地を加工して何らかをしようとする場合には、通常そういう相談があった場合には、すぐ企画財政課の地域振興のほうで対応させていただいて、その相手方の状況を全部把握した上で、相手の企業の調査をしながら、データベースに全部照会しながら対応することとしていますので、そういう具体的な対処措置をとりながら、民間同士の売買に対して悪影響を与えたという口実をとられないような形で対処していく方法が、今のところ具体的な対応の仕方ではないかなというふうに思っています。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 標茶は水道水も摩周の水だとかいうことで全国的にも有名でありますし、将来にその水が枯渇しないように、ひとつしっかりと政策的に防衛をしていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、保育所の関係についてお伺いをいたします。

保育所も最近少子化あるいは過疎化で、標茶町の地域的には非常に子供たちも少なくなっていて、学校も統廃合が進み、保育所も閉鎖あるいは統合という形の中で進んできております。そんな中で保育所の定義からいけば、就学前の子供たちの福祉の増進を図る、小学校との縦の連携をとりながら、社会性を身につけていく、そういうことになっています。今の設置基準では定員30人。でも下限はない。町がこれから子供たちが減少していく中で、そういったことに対する町の考え方、それをまずお聞きしたいなど。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 町の保育所の設置でございますが、ご存じのように、常設保育所については5カ所今設置しております。それから、へき地保育所につきましては、条例上はまだ数がありますが、実際に現在へき地保育所として開設運営しているところは、今年度は3カ所になっております。定員はそれぞれ30人ということになっておりますが、現在まで町といたしましては、保育所として運営するためには一定の児童数の確保ということも必要でございます。そういう意味では、従来から入所児童が5人未満が予想されて、かつそういう年度が2年

以上続く場合には、父母会のほう、それから地域会のほうともお話をさせていただきながら、休所という形を今までとらせていただいているというのが現在までの状況でございますし、当面今のところ、そういう方針で進んでいるというところでございます。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 5人で保育所を閉鎖するという、そういう書き物はありませんけれども、それは地域との話し合いの中で方向性を決めるというのが、今の課長のお話かなというふうに受けとめました。

それで標茶は本当に広い。広いとこういふとき困るという。例えば阿歴内だと35キロぐらいここから離れている。住むところによって行政サービスの違いにばらつきがあるということは、これは同じ税金を払っていながらあり得ない話で、その辺をどんなふうに政策的にカバーしていくのかというのは、これは大きなこれからの問題だと思うのですよ。それで、今課長が言われた答弁では、これは多分なかなか納得できない話だと。それで、今後そういった部分について町はどういうふうに考えていくのか。これは課長では答弁できないと思います、ひとつこちらのほうで。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

ただいま課長のほうから説明したのは、これまで町内各地域に、私の記憶ですとへき地保育所10カ所、そのほかに季節保育所も入れると13から16ぐらいあったのではなかったかなと思います、最大時に。その施設が、ご案内のような状況の中で今日の実態になっていますときに、町の考え方として地域とご相談をしてきたのが先ほどの基準であります。したがって、各地域において既に3カ所にしかありませんけれども、その3カ所に至る間の中では、町と各地の中でそれなりの時間をかけながら、協議をしながら、今日になってきたというふうに考えています。

ただいまこの保育所についての話かはちょっと別にして、阿歴内の地域は標茶から35キロあるという話をされました。私どもも当然そのことは承知をしております。阿歴内で言いますと、東阿歴内の保育所との経過もでございます。それともう一つは、これは保育所の場合、学校とはちょっと違いますけれども、学校の場合には学校の教育効果というものもあるかもしれませんが、保育所には単に子供さんを預かるという、託児するというだけの業務ではなくて、子供が子供から学ぶということも含めて、子供の中で育つということも前提で考えたときに、適正な人数はいかほどかという、そういったことも含めて、これまでの長い間の時間がかかって、先ほどお示した数字になっているのだというふうに私も理解しておりますし、そういう面では、むやみに一方的にただその状況が見えていますよということで、とりあえずは地域の皆さんにお話をして、地域の皆さんとどうあるべきかという相談は引き続きしていきたいなと考えているところでございます。

もう一つは、非常に重要なことでもありますけれども、へき地保育所のこの問題の話が出たときに、実は地域づくりの話が出てまいります。私は非常に重要なことだと思います。地域づくりの地域の皆さんの一丸となった考え方がなくして、この保育所の問題について議論することはまず不可能でございます。これから地域に住んでいる方々がこの地域をどうしようとするのかということがまず大前提にあって、そこから保育所をどうするかということの議論で二の次

になるはずなので、大概この問題を提起したときには、かなり皆さんに真剣に地域づくりのことを考えていただいて、今日に来ていたということも含めて考えますと、今回私どもで担当のほうからそういう話をさせていただいたということは、別な面で考えますと、非常にいいきっかけになるのではないかと。最終形はどこに落下するかはちょっとわかりませんが、閉鎖するために粘り強く話をするのではなくて、何かいい情報を、地域内でどここの後継者の方がどうも結婚しそうだとか、また一人が生まれそうだとか、あの人のところももっと頑張りたいと言っているわとか、そういう話を含めて、地域の中でもっと今まで以上に交流が促進されて、議論がされてくることによって、新たなまた方向も出るのではないかとということも、一方では期待した上での町の考え方として示させていただいていることをぜひご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 当然5名程度が子供たちがお互いにいろんなことを学び合いながら育っていくというのに適正な人数かどうかというのは、それは3人がいいのか5人がいいのかはわかりませんが、例えば保育所がなくなった場合、今度は残された子供たちを、どういう形で子供たちがきちっと健全に育つように、そういう体制を整えていくかという部分については、まだそこまで考えていないのかもしれないかもしれませんが、もしその部分があればお話ししていただきたいのと、教育委員会に、子供たちが、標茶ではないと思うのですが、例えば保育所に幼稚園に入らないで、いきなり学校に入ってきた。そういう状況の子供と、その保育所なり幼稚園で学習してきた効果、違い、実際これはちょっと言えないけれども、そういう実態はあります。身近なところでありますけれども、全然そういう教育を受けたのと受けてないのでは、それなりの違いはあるというふうに言われています。教育委員会のほうとしてはその点についてはどうなのかと。

もう一つは、厚岸町の隣の上尾幌というところの保育所が閉鎖になって、本町に行くか太田に行くかということで、太田に行っている部分がありましたけれども、非常にやっぱり距離もありますし、大変だということで、何とかならないかという、閉鎖した後にまたそういう話も出ておりますし、十分そういう部分の見きわめと、それにかわる施策としてのまた対応を考慮して進めていただきたいというふうに思っているのですよ、それで。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

今の時点で結論づけたような私どもの言い方をすることは、多少ちょっと控えなければならぬかなとは思いつつ、問われましたので答えなければならぬかなと思っています。ただ、これは担当のほうも、まだ地域の方々との議論だけで言うべきではないと思いますし、各委員についても、まだ阿歴内の方々こういう方法もあるのではないかとということはまだ控えたほうがいいのではないかなと。それはなぜかという、今しばらくの間はつらいことなのですけれども、地域の中でいろんな議論をしていくことがすごく将来に向かって大事なことだというふうに思います。簡単に方法を見つけ出してしまいますと、ああそれがいいなということであったときに、後から考えたときに、いや失敗したなということが起きないようにするためのことを考えていくと、やはり議論が先行するべきだと。

ただ、私どもも準備をしていないわけではありませんが、ただいまちょっと委員からも言

われましたけれども、いわゆる広域連携の中で、一番近いところの保育所に子供を保育として何とか確保するという努力は精いっぱいしていきたいなど。その場合には上尾幌なのか、あるいは太田なのか、あるいは塘路なのか、あるいは釧路町なのかというのは方法としてはあると思います。どこに行く場合でも、行政としては、その子供が保育所に入るためには行政の責任で手だてをしなければならぬ。いわゆる広域連携のための負担をして、その子供を当然標茶で保育を受けたときと同じ条件で何とか保育をしていくと、措置をとっていくということは、最終の最後のところでは歯どめとしてやっぱり保障しなければならない、努力しなければならないと、そういうふうには一応思っています。ただ、そのことを今入り口論段階でしゃべってしまうと、だから廃止するぞみたいになってしまうので、ちょっとこれはやめたほうがいいと思いますので、最悪の事態は、そういうセーフティネットを、とにかくやっぱりこちらとしては制度で努力すべきだというふうに考えています。

○委員長（越善 徹君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） お答えします。

幼稚園に入園したお子さんとそうでない子供の違いということのかなというふうに理解していたのですが、詳細なそういったデータは、実際のところは正確なデータがあるというわけではないのですが、聞くところによれば、そういったこともあるのではないかなというようなことぐらいしか、実は正確にはお答えはでき得ないのですが、ちょっとあいまいなのですが、よろしかったでしょうか。

○委員長（越善 徹君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 学校の入学前の児童生徒の地域的な広さもございまして、学区がございまして、その学区の中で近くの入学という形になっております。その中で保育園、幼稚園それぞれありますけれども、その就学前で通所あるいは通園している方々の違いによって入園している、していないは、その辺の比較というのはデータの的には先ほど室長が言ったとおりございません。

ただ、集団生活の中でそれぞれ入学する段階でいろいろ子供同士のかかわり、そういった部分が非常にあるだろうなというふうなことは、学校では申されてございます。ただ、いろんな家庭の子育てを含めて、それが100%そういうふうになるという部分では決してないというふうには私どもも思っていますので、ただ環境としては、いろんな子供にとってあらゆる場面といえますか、そういった部分が必要ではないかというふうには考えてございます。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） いずれにしても、その部分では深く議論できませんから、いずれにしても保育所はそういう家庭的に仕事で面倒を見られないとか、あるいは病弱で面倒を見られないと、そういう部分で救ってあげるといのがありますから、副町長が言われるように、最終的には広域的な部分での考えも視野に入れながら、対応をしていただければというふうに思っております。

それで次に、多和の育成牧場の関係なのでありますが、さっきちょっと場長の声が聞こえなくて、ことは増頭のために予算もかなり大幅アップしたというのは、この予算説明のときにお聞きして、何頭ぐらいふえたのかはちょっと聞き逃してしまいました。

それと、何回も面倒なので、ことは非常に暑かったので、牧場の受胎率が今までの受胎率

と比べてどうであったのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えをいたします。

昨年との増頭の差であります、昨年の11月時点では1,930頭程度ということでありましたので、その差200頭ぐらい差が出ているというのが現在の部分であります。

あと受胎率の関係であります、新聞等でも暑さで非常に落ちているというような情報をつかまえておりますが、当牧場に関しては、前段申しましたように、非常に育成牛が多かったということで、授精対象群の牛は全体的に見ると少なかったということもありますので、そういう意味では極端に落ちたような雰囲気はないというのが職員の実感であります。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 200頭ぐらい多かったというのですね。ことしたまたま口蹄疫で、途中から府県の牛は導入しなかったと思うのですが、増頭したという部分では、町内の牛が牧場の努力によってふえたのかどうか、それはどの辺の牛がふえたのですか。

○委員長（越善 徹君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 今、委員ご指摘のとおり、前半8、9、10につきましては、町外牛は非常に5%程度減少されたという状況の中で、全般的に町内牛がふえたというのは間違いございません。具体的にどこの地区なのだということになると、そのデータはまだ持っていませんが、8月ぐらいから阿歴内地区の方で10頭ずつふえたりということがありましたし、どこということなく特に哺育の牛がふえておりますので、哺育で利用される方々の分もふえているというふうに考えられます。利用農家全体の中で総体的にふえているという認識を持っております。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 私も産建の委員として、ことしてしたか、牧場を調査に行きました。そんな中で、哺育の状況とか等々について見させていただきました。私も一応は酪農のプロでありますけれども、非常に評価できる牛の管理でありましたし、ぜひひとつこれからも頼れる牧場であっていただきたいというふうに思っております。

そこで、あの牧場が、牛の預託に限らず、あそこを拠点とした標茶の酪農の発展の源にしてはどうかということで、産建でもいろいろ議論をしてきました。たまたま町長の執行方針の中にも、1次産業、6次産業、要は加工販売のほうまでいくような事業を展開させるというようなこともありますし、あそこで何とか研修農場を含めて搾乳、そしてその牛乳の処理も含めてというのは、町長は先ほど星空の黒牛の話だとかいろんな話をし、今度は何か牛乳の委託加工をして、子供たちに飲ませるといってお話も聞いております。そんなものを含めて町長は側面から支援していくという話でありますけれども、町長は1期目の部分でも、そういう牛乳の町内の子供たちやお年寄りに飲ませたいという部分ではお話ししておりました。私はこれから、それこそTPPのなるかどうかは別としても、いろんなそういう世界的な戦略の中に酪農が当然組み込まれているわけで、本当に外界だけを見てこの町の産業を守れるかということ大変だろうなど。やっぱりうちの町は8,500人も今いるわけですから、この町の人間が本気で町の生産したものを消費する。いわゆる本当に地産地消ですね。総合計画では地飲地食だというふうなしゃれた名前ですべて言っていましたけれども、その地産地消を現実とともにそこで実施していかなかっ

たらない。このうちの町の1次産業が成り立っていくためにさらに振興を図る。そのためにはブランド化とかなんとか、もちろん標茶で地元産のブランド化。要は生産したものが町民安心して、一番安心、安全な食べ物でありますから、町内で生産しているという。それをいかにして供給していくか、そのシステムをつくっていくかということ。

牛乳にしても、先ほどは学校給食という話でありましたけれども、私は学校はもちろんのこと、福祉施設、高齢者、いろんなところに手だてができるだろう。生産者以外はみんな牛乳を買って飲むわけですから、そういう人でなくても。そうすると恐らく相当な量になるのではないかな。

ですから、そういうもっとも町長さんの大きなスケールで、町が三セクみたくしてやるのかなんとかではなくて、結局側面から支援するといっても、酪農家には資金力とかそういうノウハウだとか技術力だとか、これがそろっていないのです。そういうものを積極的に町のほうで側面から支援しながら育てていく。そういうものを立ち上げるやっぱりプロジェクトチームか何かをつくって、それにかかわる費用は町が面倒を見る。そして、中心になるのは酪農家の皆さんなり、それに共鳴する町の方であったり、酪農家でなくてもいいわけですから、そういう異業種の方がみんな手を携えて事業を起こしていく。そしてその技術あるいは知識的なものとかいろんなノウハウを、あるいは施設の提供も町のいろんな使わなくなったものがあるわけですから、そういう部分でもっとも積極的にしていかなないと、今そっちで牛乳が牛肉がどうでこうで、それを側面から町は支援していく。それだけではこれはなかなか進みませんよ。というのは、今までカウベルがあって、風牧場だって今は別な人がやっているけれども、やめたでしょう。これはなかなか僕も農家でそこそこやっていますけれども、いろんなことを考えますけれども、それは難しいと思いますよ。その部分が町長の施策としてしっかりできていないと、これは何ぼいいことを書いたって実現絶対できないです。

私はそこに、町長は非常にもうすばらしいことを発想するし、立派だと思います。ただ、もう一つその部分が足りないなというふうに感じているのですよ。ぜひその部分で、もっと一歩踏み込んだ施策としてやっていく答弁をいただきたいなと。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 何点かのお尋ねでありましたので、お答えをしたいと思いますけれども、多和の牧場で搾乳施設をつくって研修もというお話でありますけれども、それにつきましては、ご提案の趣旨については理解をできますけれども、現在利用されている農家の方があの多和の牧場を、あれは設立の経過から言いましても、標茶町の北部地域の育成牧場としてスタートをしたわけで、その後哺育等も含めて育成に対する非常に期待が多いということがあっても、やはりある程度認識をしておかなければいけないということと、それから搾乳について言いますと、農協さんのほうで、現在未来ファームであるとかいろいろところでそういった意味での研修、標茶の研修のあり方としてそういった形も模索されているという実態もあろうかと思えます。それから、そういった中で町がどういった任務を担っていくのか。

育成牧場が、これはこれから先も未来永劫行政が担うべきものなのか。逆に言うと、そうではないほうが農家の期待にこたえるのか。そのことはやはり考えていかなければいけない問題だと思っております。

それから、学校給食以外にも飲用乳を想定すべきではないのかということに関して言います

と、私はまず学校給食をとということを申し上げているわけで、当然養護老人ホームであるとか病院であるとか、そういった意味での利用というのは想定はしております。ただ、一般住民向けに飲用乳を標茶町で生産して販売するということに関して言いますと、既存の販売ルートの秩序等々を、新たにこれから先に大きな資本投下をして、そういったものに積極的に取り組んでいくことがどうなのかということに関して言うと、私はやはり一概にそういったことだけではないと思いますし、既存のメーカーさんとの連携によって進めていたほうが、現状においてはベターではないのかな等々も考えております。

それから、酪農家の皆さん方に、町としてもっと積極的にいろんなものを施策的にというお話でございますけれども、ご理解をいただきたいのは、技術にしてもノウハウにしても、私ども町職員が持っているものは何もないわけでありまして、それは先ほど小野寺委員にも申し上げましたように、プロの皆さん方がいらっしゃるわけでありまして、したがって、私はこれから先はそういったプロの皆さん方のお知恵を伺いながら、調整機能として町が果たしていく。そのことのほうが私は大事だと、そのように考えておりまして、側面、いわゆる後方、それから下のほうから下支えする、そのことが行政の私は任務だと、そのように考えております。

それから、過去は過去として、私はずっとブランド化のときに申し上げていまして、生産者の皆さんがそういった意識をきちっと持って生産をしていかなければ持続できないというのが、これは私は自分の経験からそういうものだという具合に考えています。行政が過去にいろんな場面でいろんなものを取り組んだ経過はありますけれども、そういったものが長続きしている例というのはほとんどないわけでありまして。これはやはり生産者の皆さんが消費者にどういったものを届けたいかと、そういう思いをしっかりと形にする。そのことに対していろんな情報提供等については、私どももこれから先も、それを努力することにはやぶさかではございませんけれども、あくまでそれは生産者が主体だということはぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、その生産者の皆さん方の大方の意見を反映しているのがJAさんだという具合に私ども理解しておりますので、今後もJA、それから商工会等々、町の関係機関の皆さん方とも連携を密にしながら、本町にとってどういった方法がいいのかということに関して言いますと、できるだけ皆さんの意見を伺いながら形にしていきたいと思います、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） いや、私は育成牧場はその機能が大切だと、もちろんそうです。でも、そこに搾乳施設をつくったって、別にその機能が失われるわけでもなんでもない、やる気があればやれるので。職員の方にそういうことをやってくださいと、そういうことを言っているのではないのです。例えば、標茶には雪印という大手の企業があるわけです。そういったところの技術的なものの支援をいただいたり、いろんな側面でサポートをする組織を立ち上げて、その組織を町がまたサポートをして、実際にやるのは、だから酪農家であり、町民だれでもそこに参加したい人は参加するような方法で製造をしていくようなことを考えたらどうですかと言っているのだよ。町民に、職員にやりなさいなんて言っていない。町長がせっかく書いているから言うの。それと、農協と言っても、町長のこれには農協なんて書いていないのだ。商工業者との連携をより一層強く、これはやっぱり農協とも書かなければいけないのに、これ。

そして、今委託加工と言うけれども、僕は農協で懇談したときにも、産建の委員会で、大し

たお金はかからないのですよ、施設をつくっても、2,000万円台で大体できる。それは牛乳も最低40リッターから消費できる。40リッターでは足りないのでしょうかけれども。ほかの乳業を圧迫するとかなんとかではない。生き残りをかけて戦うときにですよ、それはもちろんいきなり相手をたたくようなことをそういうことじゃなくて、お互いに理解を得られるような協議をしながら、標茶はこういう形で進みたいのだというのをやっぱりやってみてもらう。町長はもう最初から、何かこういうことがあるからできないのだともう突っかい棒をして行く気がしない。それではだめだと思うのですよ。せっかくこうやって素晴らしいことを町政執行方針でも言っているわけですから、これを実現する、これは抽象的でもいいのです。具体的にこうやって聞いたときに、やっぱり中に入ってくるようじゃないと、こんなの何ぼ見たっておもしろくない。

ですから、そういう部分でそういう加工施設も将来的にはつくって、今のあの小さい、ただウイナーとかなんとかをつくるだけじゃなくて、これは星空の黒牛ばかりじゃないですよ。僕だって和牛の肥育もやって、ことしだってA3の牛肉をつくりましたよ。やっているのです、みんな。ただ、それを社会に出して行ってどうこうするかどうかというのは別としても、いろんなことをみんなやっている。それを引き出す、そういう組織をつくって、みんなちょっと集まれとかやって、農家の人は引込み思案だからなかなかそういうことはできない、資金力もないしPRする力もないし。だから、そういうことを町がやったらどうですかと、私そういうことを言っているのですよ。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

私はそういった意味でやっているわけで、新たな組織をつくれと言うから、それは必要はないということをお願いしているだけの話でありまして、農協さんを書いていないからといって、私は農協さんを無視して農業施策を行うなんて一切考えておりませんので、ぜひその辺は誤解のないようお願いをしたいと思います。

だから、結果として、こういったことをずっと粘り強く私どもが申し上げてきた、そういった中と、やっぱり生産者の皆さん方が自主的な意識の中でいろんな取り組みをされてきた、そのことが実際には成果であるわけですから、そのことについては私はどんどん進んでいるということで申し上げているわけで、ただ私が申し上げたいのは、やはり相手のあるものですから、これは物をつくって売らなければいけないわけですよ。そうした場合に、どれだけの危険を私どもが担うことになるかということに関して言いますと、それはいろいろな考え方があろうかと思えます。

だから、ただいま委員がご指摘になったことも当然参考にはさせていただきたいと思えますし、いろんな場面でいろんなご相談はさせていただきたいと思えますけれども、現時点において、町が先頭になって新しい組織をつくってどうこうということまでは、現在では私は必要はないと。この流れを、この4年間の着実な流れを着実に少しでも前に進めていきたいと、そのように申し上げているわけですので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） これはなかなか平行線です。ただ、僕は、町長が町が先頭になって組織を立ち上げる。組織というか事業主体は農家なのです。そこにいろんなノウハウを提供で

きるような組織体をつくらせて、町が支援をしていくと。だから、少なくとも今農家の人はどういうことを自分の酪農をやる傍ら考えているのか、そういうニーズの把握だとか、そういうことはまずはできる、農協といろんなタイアップしながら。そういう何でもいいから、少しでもいいから前進しないとき、何でも農家がやることに対して側面からといったって、これ立派な本書いたって、農家が行動を起こさなかったから、側面から支援しようもないわけですから。もう少しそれを引き出すような努力をしてほしいというふうに思っているのです。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

今まで私は努力をしてきたからこそいろいろな動きが出てきたと、そのように認識をしております。こういった動きをこれからも支援してまいりたいと、そのように申し上げているので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 小野寺君。

○委員（小野寺典男君） いや、わかりました。僕は何でこんなにしつこく言うかという、立派な町長なので、ぜひその功績を残していただきたいなと思っているから言っている、その辺は理解していただきたいなと。

最後に、病院のことは皆さんもう数字的にも十分議論しておりましたので、ただ私がちょっと言いたいのは、今度病院改革、いないのか。いない。どうしたの。

（何事か言う声あり）

○委員（小野寺典男君） ああそう。そうしたら、ちょっと病院に対して、どういうふうに町長がこれから開設者として、病院の将来をどう考えているかという部分で、例えば今85床あったベッドを60床にして、年間1万5,000人ぐらいで70%にすると。ただ、それでは別に病院の改革ではないのですよね、数字的には。それだったら、病床を減らしたからそういう70%だ。これは患者がふえて、患者がふえるということはいいいことではないのだけれども、患者がふえて70%になったのだったら、それは収益面でも当然はね返りがあるわけで。

前からそうなのですからけれども、今の59人の職員で6億8,000万円。医業収入はことしは7億円ちょっとですね。当初で7億1,000万円、今減っても7億何ぼ。いつでも医業収益より人件費のほうがオーバーしている。特に企業会計ということの中では、そんな莫大な利益を上げるとかなくて、自治体のそういう病院でありますし、少なくともその部分では赤字が出ないような対応というのは必要だろうなと。今、1次医療とか2次医療とかということも言われていますけれども、本当に標茶の病院がこういう形で将来ともに継続していくためにいろんな投資をやっているのか、それとも今の状況を考えながら、標茶の病院のあり方を検討せざるを得ないということを考えているのか、その辺についてだけちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 一つは条例のご決定いただいた部分の話だと思いますけれども、これは議案の説明のときにもしておりますけれども、実は総務省が病院の改革プランをつくる条件の中で、単純に今委員が指摘された70%を切っているということの問題にできていました。経営状況がどうであるかというのは二の次の問題で、病院の利用率を70%いっていないところは改革プランを出しなさいという話なのです。私も委員と同じ疑問を持っていました。総務

省はこの指摘をして何をするのかなど。利用率は何%でも関係ないのではないかなど。

ただ、私はうがった見方をするのが好きですから、そのときに考えたのは、ああそうかと。病床数の増減を簡単にできない事情があると。そうすると、地方で余って抱えている部分を減らせば、都市で今何とかしてふやしたい部分に回せるのではないかと考えたのかなど、私はそれしかもう理解のしようがない。町立病院としては、いずれにしてもこの改革プランを出せと言われたので、じゃ、70になるようにベッド数を下げればよいという形で道を通じて協議していたら、はい結構ですよという話だったものですから下げさせてもらったというので、これで金がもうかるというシステムではないことをぜひご理解いただきたいし、指導、指摘の範疇がそういう範疇でありましたので、そここのところもぜひ理解いただきたい。

それと、今度は病院の自治体病院のあり方の問題でありますけれども、これは全国で悩んでいる問題でもあります。現実的にこの住民の命と暮らしをどういうふうにするかという点で言えば、これも先ほどの保育所と同じなのでありますけれども、やはりセーフティネットとして最低限維持しなければならない。特にここに住んでいる方々が24時間ここで生活をするということになれば、24時間対処をしなければならない。そういう体制をどう構築するかとなると、診療所ではできません。お医者さんは少なくて済むのですけれども、ところが24時間体制で1人の患者さん、あるいは2人かそのぐらいで24時間体制で住民の方を面倒を見るということはずできない。そうすると、ほかでもあるように、診療所にして、時間外は診ないという病院になると。時間外の診ない病院がこの地域に必要なということになると、いや、そんなのなら要らないのではないかという議論も起きるかもしれない。そういう状況で言うと、最低限の今の医師確保の中での体制は、苦しくても悲しくても持続しなければならない。これ企業会計という言葉になっていますから、市場原理主義で運営するという原則になっています。しかしながら、こういう状況の中で言うと、市場原理導入でこの問題が解決がつくかということ、つかないのが現実問題であります。

先ほども財源の話をしておりますけれども、少なくとも本当につじつまの合わない数字で経営努力してほしいという数字は幾らかというと、1億数千万円です。あと1億数千万円稼いでいただくと、何とかとんとんになるなど。国から当然国の負担分含めて整理していくとそういう数字になります。

先ほども言いましたように、国民健康保険のほうも医療費がどんどんどんどん高くなっていきます。負担は、これは農業所得、給与所得含めて余りいい状態ではないという状態にありますから、保険税である程度負担をいただきたくてもいただけない。その部分については、一般会計から理屈抜きのいわゆる税金が高くなることを制御するための一般会計繰り入れを、今年度税率改正の段階で覚悟を決めたのは、これ以上もう上げられないので、ことしは1億円覚悟しなければならんと言った数字も1億円です。

この病院と国民健康保険との勘定の中で言うと、病院の収入がふえると国保が大変な数字になってしまうと。国保が医療費がかからないで済んだときには、病院のほうで今度は収入が少なくなるという、こういう同じ自治体の中で取り合うみたいな形の業務も、自治体がせざるを得ないという状況の中で進んでいるという状況もこの状況の中であるものですから、そういった面では、命と暮らしを守るという前提のもとには、町立病院の形においては現状では少なくとも維持していかなければならない。現状で拡大というの、なかなか医師の確保上難しいで

す。ただ、町民からも、整形の問題とか眼科の問題とかといういろんな要望もあるので、引き続き努力をしておりますけれども、最低限現状で維持をしていかなければならないという考え方でしております。

病院のほうも、実ほうまくいくと、22年度4億円を切って3億円の後半で何とかいくのではないかとちょっと状況がありましたけれども、先ほどのような状況もあったもんですからあれですけども、11月1日から10対1もスタートしていますから、そういった面では23年度に何とか4億円を切ってくればなというのが、当面の努力目標の今見通しの段階であります。

○委員（小野寺典男君） はい、終わります。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） 討論ないものと認めます。

これより議題6案を一括して採決します。

議題6案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（越善 徹君） 以上で議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会に付託された議題6案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時43分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 越 善 徹